

○国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 110 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日規則第 494 号 平成 17 年 11 月 24 日規則第 26 号 平成 18 年 3 月 28 日規則第 46 号
平成 18 年 7 月 27 日規則第 92 号 平成 18 年 12 月 21 日規則第 104 号 平成 19 年 3 月 27 日規則第 54 号
平成 19 年 3 月 30 日規則第 72 号 平成 19 年 11 月 29 日規則第 129 号 平成 20 年 2 月 28 日規則第 12 号
平成 20 年 3 月 27 日規則第 54 号 平成 21 年 3 月 27 日規則第 34 号 平成 21 年 5 月 29 日規則第 66 号
平成 21 年 11 月 30 日規則第 91 号 平成 22 年 3 月 26 日規則第 50 号 平成 22 年 6 月 17 日規則第 70 号
平成 22 年 11 月 24 日規則第 86 号 平成 24 年 1 月 19 日規則第 6 号 平成 24 年 3 月 21 日規則第 82 号
平成 24 年 5 月 28 日規則第 110 号 平成 25 年 3 月 28 日規則第 29 号 平成 25 年 11 月 25 日規則第 73 号
平成 26 年 3 月 24 日規則第 45 号 平成 26 年 11 月 21 日規則第 84 号 平成 27 年 3 月 23 日規則第 23 号
平成 27 年 11 月 25 日規則第 73 号 平成 28 年 3 月 22 日規則第 27 号 平成 28 年 11 月 30 日規則第 78 号
平成 29 年 3 月 22 日規則第 57 号 平成 29 年 11 月 24 日規則第 99 号 平成 30 年 3 月 19 日規則第 26 号
平成 30 年 11 月 30 日規則第 67 号 平成 31 年 3 月 22 日規則第 30 号 令和元年 11 月 20 日規則第 30 号
令和 2 年 3 月 25 日規則第 36 号 令和 2 年 11 月 25 日規則第 115 号 令和 3 年 3 月 17 日規則第 2 号
令和 3 年 11 月 25 日規則第 50 号 令和 4 年 3 月 23 日規則第 20 号 令和 4 年 6 月 23 日規則第 54 号
令和 4 年 9 月 29 日規則第 61 号 令和 4 年 11 月 24 日規則第 106 号 令和 5 年 3 月 22 日規則第 27 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 10 条)
- 第 2 章 俸給(第 11 条—第 21 条)
- 第 3 章 諸手当(第 22 条—第 80 条)
- 第 4 章 給与の特例等(第 81 条—第 89 条)
- 第 5 章 雑則(第 90 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人横浜国立大学教職員就業規則(平成 16 年規則第 101 号。以下「教職員就業規則」という。)第 30 条の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学に勤務する教職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 教職員の給与に関しては、この規則の定めによるほか、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。)その他の法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、教職員就業規則第 3 条に規定する教職員に適用する。ただし、年俸制を適用する教職員及び非常勤職員の給与については、別に定める。

(給与の区分)

第4条 教職員の給与は、俸給、諸手当及び賞与とし、諸手当及び賞与はそれぞれ次の各号に掲げる区分により支給する。

- (1) 諸手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、義務教育等教員特別手当、宿日直手当、管理職手当、教育業務連絡指導手当、大学院手当、特別支援学校教員手当、クロスアポイントメント手当及び研究代表者手当とする。
- (2) 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払)

第5条 この規則に基づく給与は、その全額を通貨で直接教職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労基法第24条第1項ただし書きに規定する労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、教職員から申し出があった場合においては、労使協定に基づき、その者に対する給与の全額又は一部を、教職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込を行う方法によって支払うことができる。
- 3 いかなる給与も、学長が定めた諸規則に基づかずに教職員に対して支給しない。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与期間)

第6条 給与の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第7条 給与の支給日(通勤手当、研究代表者手当及び賞与を除く。)は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき。 15日(15日が国立大学法人横浜国立大学勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成16年規則第103号。以下「勤務時間規則」という。)第6条の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、18日)
- (2) 17日が土曜日に当たるとき。 16日(16日が休日に当たるときは、15日)
- (3) 17日が休日(勤務時間規則第6条第4号に規定する休日を除く。)に当たるとき。 16日(16日が日曜日に当たるときは、18日)

2 俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、管理職手当、教育業務連絡指導手当、大学院手当、特別支援学校教員手当及びクロスアポイントメント手当は、一の給与期間の月額的全額をその月の給与の支給日に支給する。

3 超過勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給日に支給する。

4 研究代表者手当は、一の年度(毎年4月から翌年3月までをいう。)における分を当該年度の3月10日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 支給日が日曜日に当たるとき。 支給日の前々日(支給日の前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日)
 - (2) 支給日が土曜日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が休日に当たるときは、支給日の前々日)
 - (3) 支給日が休日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日)
- 5 賞与は、6月30日及び12月10日(以下この項において「支給日」という。)に支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。
- (1) 支給日が日曜日に当たるとき。 支給日の前々日(支給日の前々日が休日に当たるときは、支給日の翌日)
 - (2) 支給日が土曜日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が休日に当たるときは、支給日の前々日)
 - (3) 支給日が休日に当たるとき。 支給日の前日(支給日の前日が日曜日に当たるときは、支給日の翌日)

- 6 第2項及び第3項について、俸給の支給日までに支給に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。また、過払いが生じたときは、その日後の給与から控除することができる。
(非常時払い)

第8条 教職員が、当該教職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるため請求した場合には、前条の規定する給与の支給日前であっても、既往の労働に対する給与を支給する。
(勤務1時間当たりの給与額)

第9条 この規則に定める勤務1時間当たりの給与額は、俸給、大学院手当、特別支援学校教員手当、これらに対する地域手当、初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当の合計額を算定基礎額(以下「算定基礎額」という。)とし、次の算式によって得た額とする。なお、年間所定勤務日数は、年度の始めから当該年度の末日までの日数から休日を除いた日数とする。

$$\text{勤務1時間当たりの給与額} = (\text{算定基礎額} / (\text{年間所定勤務日数} \times 7 \text{時間} 45 \text{分}) \div 12)$$

(端数の取扱い)

- 第10条 第21条第4項に規定する日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときは、次項及び第3項に掲げる場合を除き、これを切り捨てるものとする。
- 2 第67条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- 3 第 81 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。
- 4 一の給与期間の超過勤務の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げるものとする。
- 5 一の給与期間の欠勤の時間数、育児時間の時間数又は介護部分休業の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満の端数を切り捨て、それ以上を 1 時間に切り上げるものとする。

第 2 章 俸給

(俸給の決定)

第 11 条 教職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度と教職員の能力、知識及び経験に基づき、俸給表において定める級及び号俸により決定する。

2 俸給表の種類は次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ別に定めるところによる。

- (1) 一般職俸給表(別表第 1)
- (2) 技能職等俸給表(別表第 2)
- (3) 大学教員俸給表(別表第 3)
- (4) 特別支援学校教員俸給表(別表第 4)
- (5) 中・小学校教員俸給表(別表第 5)
- (6) 栄養士俸給表(別表第 6)
- (7) 看護師俸給表(別表第 7)

3 各俸給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容及びその級別の資格基準は、別に定めるものとする。

(初任給)

第 12 条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

第 13 条 削除

(人事交流者等の初任給)

第 14 条 人事交流その他の異動により、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則(平成 16 年規則第 111 号)第 12 条の規定により退職手当を通算する機関から引き続いて本学の教職員となった者が、この規則により受けることとなる俸給の級及び号俸については、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第 15 条 学長は、教職員の勤務成績が良好な場合又は上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、別に定めるところにより教職員を昇格させることができる。

(降格)

第 16 条 学長は、教職員の勤務成績が著しく不良な場合又はその他の事由による場合は、別に定めるところにより教職員を降格させることができる。

(俸給表の適用を異にする異動及び初任給基準を異にする異動の給与)

第 17 条 教職員が、俸給表の適用の異なる他の職種に異動する場合又は俸給表の適用を異にすることなく初任給基準の異なる他の職種に属する職務に異動する場合における職務の級及び号俸については別に定める。

(昇給)

第 18 条 教職員の昇給は、1 月 1 日に、同日前 1 年間に於けるその者の勤務の状況、勤務成績及び直近の業績評価の結果に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により教職員(55 歳(技能職等俸給表の適用を受ける教職員にあつては、57 歳)を超える教職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を 4 号俸(一般職俸給表の適用を受ける教職員で第 73 条に定める管理職手当の支給を受けるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でこれに相当するものとして学長が別に定める教職員にあつては、3 号俸)とすることを標準として学長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55 歳(技能職等俸給表の適用を受ける教職員にあつては、57 歳)を超える教職員の第 1 項の規定による昇給は、同項に規定する期間に於けるその者の勤務成績が特に良好である場合又は直近の業績評価の結果が上位である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績及び直近の業績評価の結果に応じて学長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 5 国立大学法人横浜国立大学大学院国際社会科学研究院国際社会科学部門実務家専任教員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(平成 16 年規則第 123 号。以下「実務家専任教員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則」という。)に定める実務家専任教員(弁護士に限る。以下「実務家専任教員」という。)は、第 1 項の規定にかかわらず、昇給しない。
- 6 第 1 項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 19 条及び第 20 条 削除

(俸給の日割計算等)

第 21 条 新たに教職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇格、降格等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 教職員が退職(死亡による退職を除く。)したときは、その日まで俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、月の初日から俸給を支給するとき以外のとき、又は月の末日まで俸給を支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの(以下「一般職9級以上教職員」という。)に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

- 3 前項に規定する扶養親族には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1) 教職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(扶養手当の支給額)

第23条 扶養手当の月額額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級のもの(以下「一般職8級教職員等」という。))にあつては、3,500円)、前条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この条及び第26条において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の届出)

第24条 新たに教職員となった者に扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第22条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

(扶養手当の確認及び認定)

第25条 学長は、前条に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により認定した教職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

3 学長は、第1項の認定を行う場合において必要と認めるときは、教職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(扶養手当の支給の始期及び終期)

第26条 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が教職員となった日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった日、教職員に扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている教職員が退職した場合においてはそれぞれの者が退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員となった日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの

日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている教職員に更に第24条第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては扶養親族たる子に限る。)で第24条第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがある一般職9級以上教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第24条第1項の規定による届出に係るものがある一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級以上教職員以外の教職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第24条第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職9級以上教職員以外のものが一般職9級以上教職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第24条第1項の規定による届出に係るものがある教職員で一般職8級教職員等及び一般職9級以上教職員以外のものが一般職8級教職員等となった場合

(7) 教職員の扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(扶養手当の事後確認)

第27条 学長は、現に扶養手当の支給を受けている教職員の扶養親族が第22条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 前項の事後確認において、扶養親族たる要件に疑義がある場合で、かつ、教職員が第25条第3項に掲げる扶養の事実等を証明するに足る書類を提出しない場合、学長は、第24条第2項の届出を待たずに、扶養の事実がないものとして取り扱うことができる。

3 前項の場合において、その終期は、直近の事後確認をした日の属する月まで、あるいは認定まで遡って扶養の事実がないものとして必要な措置を行うことができる。

(地域手当)

第 28 条 教職員に、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して支給割合 100 分の 16 の地域手当を支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）第 11 条の 3 の規定により、同条第 2 項第 1 号に掲げる割合で地域手当が支給される地域に所在する施設に在勤する教職員については、前段の規定にかかわらず同号の割合による支給割合により地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、俸給（特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち職務の級が 2 級又は 3 級である者については、その者の俸給月額 100 分の 4 に相当する額を公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）第 3 条第 1 項に定める教職調整額相当とみなし、これを俸給に加算した額）、大学院手当、特別支援学校教員手当、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、前項に定める支給割合（第 4 項から第 5 項が適用される者については当該各項に規定する支給割合）を乗じて得た額とする。

3 削除

4 一般職の国家公務員、特別職に属する国家公務員、国立大学法人の教職員、独立行政法人の職員、地方公務員及びその他これに準ずると学長が認める者（以下「給与法適用職員等」という。）が、引き続き教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して第 1 項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると学長が認めたときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、第 1 項の規定にかかわらず、当該採用の日から 2 年を経過するまでの間、当該採用前の機関で支給を受けていた国における地域手当に相当する手当の支給割合（以下「採用前支給割合」という。）に次の各号の区分に応じた割合を乗じて得た支給割合により地域手当を支給する。ただし、各号の区分に応じた割合を乗じて得た支給割合が、第 1 項前段の規定による支給割合に達しない場合には第 1 項前段の規定による支給割合とする。

(1) 当該採用の日から 1 年を経過するまでの間 100 分の 100

(2) 当該採用の日の 1 年経過後から 2 年を経過するまでの間 100 分の 80

5 前項に規定する者のうち、学長が別に定めるものについては、学長が別に定める期間、採用前支給割合と第 1 項前段の規定による支給割合のいずれか高い方により地域手当を支給する。

(住居手当)

第 29 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第 3 号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員。ただし、次に掲げる教職員を除く。

イ 本学所有の宿舎又は国家公務員宿舎を貸与され、使用料を支払っている教職員
ロ 地方公共団体、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「退職手当令」という。)第9条の2各号に掲げる法人その他これに類すると学長が認める法人から貸与された職員宿舎に居住している教職員

ハ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者(第22条に規定する扶養親族で第24条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅及びこれに類すると学長が認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員

(2) 第48条又は第50条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(第1号イからハで規定する住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

(3) 第50条の規定により単身赴任手当を支給される教職員(配偶者のない教職員に限る。)で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもののうち、学長が特に認めるもの

(住居手当の支給額)

第30条 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額(第1号に掲げる教職員のうち第2号に掲げる教職員であるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額)とする。

(1) 前条第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前条第2号及び第3号に掲げる教職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(住居手当の届出)

第31条 新たに第29条の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(住居手当の確認及び決定)

第 32 条 学長は、教職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第 29 条の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

(住居手当の家賃の算定の基準)

第 33 条 第 31 条第 1 項の規定による届出に係る教職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(1) 居住に関する支払額に食料費が含まれている場合 その支払額の 100 分の 40 に相当する額

(2) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の 100 分の 90 に相当する額

(住居手当の支給の始期及び終期)

第 34 条 住居手当の支給は、教職員が新たに第 29 条の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、教職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 31 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(住居手当の事後の確認)

第 35 条 学長は、現に住居手当の支給を受けている教職員が第 29 条の教職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 第 27 条第 2 項及び第 3 項に規定する取扱い等は、この条に準用する。

(通勤手当)

第 36 条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤(教職員が勤務のため、その者の住居と勤務する部局、附属学校及び本学が所有する施設(以下「部局等」という。))との間を往復することをいう。)のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるもの及び第 3 号に掲げる教職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(本学、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2km 未満であるものを除く。)
- (4) 前各号に掲げる交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難な教職員は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和 30 年労働省令第 22 号)別表第 1 に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な教職員とする。
(通勤手当の支給額)

第 37 条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第 1 号に掲げる教職員 第 44 条に規定する支給単位期間につき、その者の通勤に要する交通機関(新幹線鉄道等を除く。以下「普通交通機関」という。)の運賃に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの運賃相当額」という。)が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前条第 2 号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、1 箇月につきそれぞれ次に掲げる額(1 週間の勤務日数が 4 日以下とされている教職員は次に掲げる額を 5 で除した額に 1 週間の勤務日数を乗じて得た額)
イ 自動車等の使用距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号において「使用距離」という。)が片道 5km 未満である教職員 2,000 円

ロ	使用距離が片道 5km 以上 10km 未満である教職員	4,200 円
ハ	使用距離が片道 10km 以上 15km 未満である教職員	7,100 円
ニ	使用距離が片道 15km 以上 20km 未満である教職員	10,000 円
ホ	使用距離が片道 20km 以上 25km 未満である教職員	12,900 円
ヘ	使用距離が片道 25km 以上 30km 未満である教職員	15,800 円
ト	使用距離が片道 30km 以上 35km 未満である教職員	18,700 円
チ	使用距離が片道 35km 以上 40km 未満である教職員	21,600 円
リ	使用距離が片道 40km 以上 45km 未満である教職員	24,400 円
ヌ	使用距離が片道 45km 以上 50km 未満である教職員	26,200 円
ル	使用距離が片道 50km 以上 55km 未満である教職員	28,000 円
ヲ	使用距離が片道 55km 以上 60km 未満である教職員	29,800 円
ワ	使用距離が片道 60km 以上である教職員	31,600 円

(3) 前条第 3 号に掲げる教職員 次に掲げる区分に応じた額

- イ 自動車等の使用距離が片道 2km 以上である教職員及び自動車等の使用距離が片道 2km 未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員 第 1 号に掲げる額及び前号に掲げる額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額の合計額(1 箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- ロ 1 箇月当たりの運賃相当額が前号に掲げる額以上である教職員(イに掲げる教職員を除く。) 第 1 号に掲げる額
- ハ 1 箇月当たりの運賃相当額が前号に掲げる額未満である教職員(イに掲げる教職員を除く。) 前号に掲げる額

- 2 部局等を異にする異動、給与法適用職員等で、当該職から引き続いて本学の教職員となった場合(以下「給与法適用職員等からの採用」という。)又は在勤する部局等の移転に伴い、所在する地域を異にする部局等に在勤することとなったことにより、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該異動、採用又は移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる教職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用しなければ通勤することが困難(新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした通勤距離が 60 キロメートル以上であり、新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤時間がおおむね 90 分以上である教職員)と認められ、かつ、その利用により通勤時間が 30 分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認める前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる教職員で、当該異動、採用又は移転の直前の住居(当該異動、採用又は移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のために利用する経路に変更が生じないとき

の当該転居後の住居及び学長がこれに準ずると認める住居を含む。)からの通勤のため、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃相当額の算出の基礎となる運賃に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、第48条又は第50条の規定により単身赴任手当が支給される教職員には、特別料金等に係る通勤手当は支給しない。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「一箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が、20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(普通交通機関に係る定期券と新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されている場合にあつては、当該定期券の価額と通用期間が当該定期券と同じ支給単位期間である距離制等による通常の定期券の価額との差額の2分の1に相当する額、又は特別料金等が含まれた通勤21回分の運賃等の額と距離制等による通常の通勤21回分の運賃との差額の2分の1に相当する額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
(通勤手当の算出の基準)

第38条 前条第1項第1号に規定する運賃相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃の額によるものとする。なお、通常徒歩によることを例とする距離(概ね1kmとする。)内においてのみ利用する普通交通機関は、通常の経路及び方法に係る普通交通機関に含まれないものとする。

2 前項の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 運賃相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関を利用する区間については、当該区間における1箇月当たりの運賃相当額が最も低廉となる定期券の価額

(2) 前号に掲げる区間以外の普通交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(週当たりの勤

務日数が5日未満の教職員にあつては、平均1か月当たりの通勤所要回数分の運賃の額

- 4 第2項ただし書に該当する場合の運賃相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 5 前3項の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の算出について準用する。この場合において、第3項中「普通交通機関の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する額」と、前項中「普通交通機関」とあるのは、「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(通勤手当の届出)

第39条 教職員は、新たに第36条の教職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった教職員についても、同様とする。

(通勤手当の確認及び決定)

第40条 学長は、教職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が第36条の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の支給額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により通勤手当の支給額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(通勤手当の支給日等)

第41条 通勤手当は、支給単位期間(第3項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は第3項各号に定める期間(以下この条及び第45条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の第7条に規定する給与の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第39条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において退職した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 次の各号に掲げる通勤手当は、その区分に応じ、当該各号に定める期間を支給単位期間に相当する期間とする。

(1) 教職員が2以上の交通機関を利用するものとして第37条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃相当額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間(次号及び第43条において「最長支給単位期間」という。)

(2) 教職員が第37条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 最長支給単位期間

(通勤手当の支給の始期及び終期)

第42条 通勤手当の支給は、教職員が新たに第36条の教職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている教職員が退職した場合においてはそれぞれその者が退職した日、通勤手当を支給されている教職員が同条の教職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給開始については、第39条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている教職員にその支給額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 次の各号に該当する場合は、当該各号に定める日を前項における事実の生じた日とみなす。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関又は新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当(次号の通勤手当を除く。)を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたとき 当該支給単位期間に係る最後の月の末日

(2) 前条第3項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合において、当該各号に定める期間中に当該通勤手当に係る普通交通機関又は新幹線鉄道等に係る運賃等の額が改定されたとき 当該各号に定める期間に係る最後の月の末日

4 採用となった者又は部局等を異にして異動した教職員が当該採用又は当該異動の直後に在勤する部局等への勤務を開始すべきこととされる日に第36条の教職員たる要件を具備するときは、当該採用の日又は当該異動の発令日を同項の教職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、第1項の規定による支給の開始又は第2項の規定による支給額の改定を行うものとする。

(通勤手当の返納)

第 43 条 通勤手当を支給される職員につき、次の各号に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して次項に定める額を返納させるものとする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第 36 条の教職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において、次のいずれかに該当し、勤務に就かなかつた期間がある場合（当該期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

イ 教職員就業規則の定めにより休職又は停職にされた場合

ロ 国立大学法人横浜国立大学育児休業等規則(平成 16 年規則第 104 号。以下「育児休業規則」という。)の定めにより育児休業をした場合

ハ 国立大学法人横浜国立大学介護休業等規則(平成 16 年規則第 105 号。以下「介護休業規則」という。)の定めにより介護休業をした場合

ニ 国立大学法人横浜国立大学教職員の自己啓発等休業に関する規則(平成 20 年規則第 9 号。以下「自己啓発等休業規則」という。)の定めにより自己啓発等休業をした場合

ホ 国立大学法人横浜国立大学教職員の配偶者同行休業に関する規則(平成 30 年規則第 25 号。以下「配偶者同行休業規則」という。)の定めにより配偶者同行休業をした場合

- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関に係る通勤手当に係る前項による返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1 箇月当たりの運賃相当額等(第 37 条第 1 項第 3 号に掲げる教職員にあっては、1 箇月当たりの運賃相当額及び同項第 2 号に掲げる額の合計額。以下この項において同じ。)が 55,000 円以下であった場合 前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関(同号の改定後に 1 箇月当たりの運賃相当額等が 55,000 円を超えることとなるときは、その利用するすべての普通交通機関)、同項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払い戻しを、次に定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 前項第 1 号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)

- ロ 前項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
 - ハ 前項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
 - ニ 前項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見しがたいことが相当と認められる場合にあっては当該通勤しないこととなる月)
- (2) 1箇月当たりの運賃相当額等が55,000円を超えていた場合
- イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)
 - ロ 第41条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数(以下「残月数」という。)を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関についての払戻金相当額、最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額、最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃の額に残月数を乗じて得た額及び最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第37条第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該機関に係る最後の月である場合にあっては、零)
- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る第1項による返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円以下であった場合 その者の利用する新幹線鉄道につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)
 - (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えていた場合 20,000円に残月数を乗じて得た額又は新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)
- 4 第1項の規定により教職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(通勤手当の支給単位期間)

第44条 通勤手当における「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として次の各号に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関又は新幹線鉄道等 当該普通交通機関又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関にあつては、当該新幹線鉄道に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的と認められる普通交通機関又は新幹線鉄道等 1箇月

- 2 前項第1号に掲げる普通交通機関又は新幹線鉄道等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、退職、長期間の出張又は研修の開始又は終了等により通勤のため負担する運賃の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。
- 3 支給単位期間は、第42条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。
- 4 前条第1項第3号の規定に該当する場合(次項の規定に該当する場合を除く。)の支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合は、その日の属する月から。)から開始する。
- 5 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(通勤手当を支給できない場合)

第45条 第36条の教職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(通勤手当の事後確認)

第46条 学長は、現に通勤手当の支給を受けている教職員について、その者が第36条の教職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該教

職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

2 第 27 条第 2 項及び第 3 項に規定する取扱い等は、この条に準用する。

(通勤手当のみなし支給)

第 47 条 出張先又は研修先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立大学法人横浜国立大学役職員等の旅費に関する規則(平成 16 年規則第 119 号)による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、第 45 条の規定にかかわらず、その月についてはその出張先又は研修先において勤務する場所を部局等とみなして通勤手当を支給することができる。

2 第 37 条の規定は、前項の規定により支給する通勤手当の額について準用する。

(単身赴任手当)

第 48 条 部局等を異にする異動、給与法適用職員等からの採用又は在勤する部局等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動、採用又は部局等の移転の直前の住居から当該異動、採用又は部局等の移転の直後に在勤する部局等に通勤することが通勤距離等を考慮して困難(以下「通勤困難」という。)であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する部局等に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が教職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

3 第 1 項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 通勤距離が 60km 以上であること。

(2) 通勤距離が 60km 未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(単身赴任手当の支給額)

第 49 条 単身赴任手当の月額額は、30,000 円(教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。))が 100km 以上である教職員にあっては、その額に、

70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による教職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さによるものとする。

3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 100km以上300km未満 8,000円

(2) 300km以上500km未満 16,000円

(3) 500km以上700km未満 24,000円

(4) 700km以上900km未満 32,000円

(5) 900km以上1,100km未満 40,000円

(6) 1,100km以上1,300km未満 46,000円

(7) 1,300km以上1,500km未満 52,000円

(8) 1,500km以上2,000km未満 58,000円

(9) 2,000km以上2,500km未満 64,000円

(10) 2,500km以上 70,000円

(単身赴任手当の権衡職員の範囲等)

第50条 第48条の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると学長が特に認める教職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

(単身赴任手当の届出)

第51条 新たに第48条又は第50条の教職員たる要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類(住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等教職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類(これらの書類の写しを含む。))を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている教職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(単身赴任手当の確認及び決定)

第52条 学長は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第48条又は第50条の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 学長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(単身赴任手当の支給の始期及び終期)

第 53 条 単身赴任手当の支給は、教職員が新たに第 48 条又は第 50 条の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、教職員が第 48 条又は第 50 条に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第 51 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(単身赴任手当の事後の確認)

第 54 条 学長は、現に単身赴任手当の支給を受けている教職員が第 48 条又は第 50 条の教職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正かどうかを随時確認するものとする。

2 学長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、教職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

3 第 27 条第 2 項及び第 3 項に規定する取扱い等は、この条に準用する。

(初任給調整手当)

第 55 条 学長は、医学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に採用された者に初任給調整手当を支給する。

(初任給調整手当を支給する教職員の範囲)

第 56 条 初任給調整手当を支給される教職員は、前条に規定する職に採用された教職員で、その採用が、学校教育法に規定する大学(以下「大学」という。)卒業の日から 37 年(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に規定する臨床研修(次条において「臨床研修」という。))を経た者にあつては 39 年、医師法の一部を改正する法律(昭和 43 年法律第 47 号)による改正前の医師法に規定する実地修練(次条において「実地修練」という。))を経た者にあつては 38 年)を経過するまでの期間内に行われたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年に達している教職員には、初任給調整手当は支給しない。

(初任給調整手当の支給期間及び支給額)

第 57 条 初任給調整手当の支給期間は 35 年とし、その月額は教職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じた次の表に掲げる額(育児休業規則第 13 条の 2 及び 13 条の 4 に規定する育児短時間勤務の申出をしている教職員(以下「育児短時間勤務教職員」と

いう。)にあつてはその額に申出をしている週当たりの育児短時間勤務時間数を 38 時間 45 分で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日までの期間が 4 年(臨床研修を経た場合にあつては 6 年、実地修練を経た場合にあつては 5 年)を超えることとなる教職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年以内の教職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間(1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている教職員が休職にされた場合における当該教職員に対する同表の適用については、当該休職の期間(第 82 条第 1 項による休職、同条第 2 項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

期間の区分	支給額
	円
1 年未満	50,800
1 年以上 2 年未満	50,800
2 年以上 3 年未満	50,800
3 年以上 4 年未満	50,800
4 年以上 5 年未満	50,800
5 年以上 6 年未満	50,800
6 年以上 7 年未満	49,000
7 年以上 8 年未満	47,200
8 年以上 9 年未満	45,400
9 年以上 10 年未満	43,600
10 年以上 11 年未満	41,800
11 年以上 12 年未満	40,000
12 年以上 13 年未満	38,200
13 年以上 14 年未満	36,400
14 年以上 15 年未満	35,000
15 年以上 16 年未満	33,600
16 年以上 17 年未満	32,200
17 年以上 18 年未満	30,800
18 年以上 19 年未満	29,400
19 年以上 20 年未満	28,000
20 年以上 21 年未満	26,600
21 年以上 22 年未満	26,000

22年以上23年未満	25,400
23年以上24年未満	24,400
24年以上25年未満	23,800
25年以上26年未満	23,200
26年以上27年未満	22,600
27年以上28年未満	22,000
28年以上29年未満	21,200
29年以上30年未満	20,900
30年以上31年未満	20,500
31年以上32年未満	19,900
32年以上33年未満	19,000
33年以上34年未満	18,100
34年以上35年未満	17,400

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

- 3 前条第1項に規定する教職員となった者(前条第2項に規定する職員を除く。)のうち、これらの教職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある教職員で、第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(初任給調整手当の支給の終了)

第58条 初任給調整手当を支給されている教職員が第55条に規定する教職員以外の教職員へ異動した場合は、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(初任給調整手当支給調書の作成)

第59条 学長は、初任給調整手当を支給する場合には、第55条に規定する教職員ごとに初任給調整手当支給調書を作成し、必要事項を記入の上保管するものとする。

(特殊勤務手当)

第60条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でない認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

(特殊勤務手当の種類)

第61条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 異常圧力内作業手当
- (2) 入試業務手当

2 学長は、前項各号の規定によるもののほか、特に必要と認める場合には、特殊勤務手当を支給することができる。

(異常圧力内作業手当)

第 62 条 異常圧力内作業手当は、教職員が潜水船に乗り組んで潜水して行う海中又は海底の観測又は調査の作業に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した時間一時間につき、教職員の職務の級に応じて次に定める額(潜水深度が 300 メートルを超える海中における作業に従事した場合にあっては、次に定める額にその 100 分の 30 に相当する額を加算した額)とする。

(1) 大学教員俸給表 3 級以上の級

2,200 円

(2) 大学教員俸給表 2 級

1,700 円

(3) 大学教員俸給表 1 級

1,400 円

第 63 条から第 65 条まで 削除

(入試業務手当)

第 65 条の 2 入試業務手当は、大学教員俸給表、特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員が、入試業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額については、別に定める。

第 65 条の 3 削除

(特殊勤務に係る超過勤務手当)

第 66 条 第 62 条から前条に掲げる特殊勤務に、勤務時間規則第 4 条に規定する勤務時間を超えて従事することとなった場合(泊を伴うものを除く。)に支払われる超過勤務手当は、第 9 条及び次条の規定にかかわらず、勤務 1 時間当たりの給与額を算定する場合の算定基礎額には、当該従事することとなった特殊勤務に係る特殊勤務手当を加えて算出するものとする。

(超過勤務手当)

第 67 条 勤務時間規則第 4 条に規定する所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に所定勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務教職員が、次の第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100(その勤務が午後 10 時から翌

日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。なお、次の第4号に掲げる勤務は、毎月1日を1か月の起算日として累計する。

- (1) 勤務が割り振られた日における勤務で、労基法第32条を適用して定めた所定勤務時間を超えた勤務 100分の125
- (2) 休日(勤務時間規則第7条から第9条の2により振り替えられた休日を含む。)の勤務 100分の135
- (3) 第1号及び第2号以外の勤務 100分の100
- (4) 前各号に掲げる勤務の累計が1か月60時間を超えた時点からの勤務 100分の150

第68条及び第69条 削除

(義務教育等教員特別手当)

第70条 義務教育等教員特別手当は、特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員に支給する。

(義務教育等教員特別手当の月額)

第71条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する次の表のアに掲げる額
 - (2) 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員 その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する次の表のイに掲げる額
- ア 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員

職務の級 号俸	2級	3級	4級	5級
1～4	6,300円	8,600円	12,800円	17,100円
5～8	6,600	9,300	13,200	17,500
9～12	7,000	9,700	13,600	17,900
13～16	7,300	10,000	14,000	18,300
17～20	7,600	11,000	14,400	18,700
21～24	7,900	11,400	14,800	19,000
25～28	8,300	11,800	15,100	19,400
29～32	8,900	12,500	15,500	19,600
33～36	9,300	12,800	15,900	19,900
37～40	9,700	13,500	16,300	20,200
41～44	10,500	13,800	16,700	
45～48	10,900	14,100	17,100	

49～52	11,300	14,400	17,400	
53～56	12,100	14,700	17,700	
57～60	12,500	15,200	18,000	
61～64	12,900	15,500	18,300	
65～68	13,300	16,100	18,500	
69～72	13,700	16,300	18,700	
73～76	14,000	16,500	18,900	
77～80	14,400	17,000	19,100	
81～84	14,700	17,200		
85～88	15,000	17,400		
89～92	15,400	17,600		
93～96	15,700	17,800		
97～100	16,000	18,100		
101～104	16,300	18,200		
105～108	16,500	18,300		
109～112	16,800	18,400		
113～116	17,000	18,400		
117～120	17,200	18,400		
121～124	17,400			
125～145	17,600			

イ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員

職務の級 号俸	2級	3級	4級	5級
1～4	5,400円	8,300円	10,700円	17,100円
5～8	5,700	8,900	11,100	17,500
9～12	6,000	9,300	11,500	17,900
13～16	6,300	9,700	12,400	18,300
17～20	6,600	10,500	12,800	18,700
21～24	7,000	10,900	13,200	19,000
25～28	7,300	11,300	13,600	19,400
29～32	7,600	12,100	14,000	19,600
33～36	7,900	12,500	14,400	19,900
37～40	8,300	12,900	14,800	20,200
41～44	8,900	13,300	15,100	
45～48	9,300	13,700	15,500	
49～52	9,700	14,000	15,900	

53～56	10,500	14,400	16,300	
57～60	10,900	14,700	16,700	
61～64	11,300	15,000	17,100	
65～68	12,100	15,400	17,400	
69～72	12,500	15,700	17,700	
73～76	12,900	16,000	18,000	
77～80	13,300	16,400	18,300	
81～84	13,700	16,600	18,500	
85～88	14,000	16,900	18,700	
89～92	14,400	17,100	18,900	
93～96	14,700	17,500	19,100	
97～100	15,000	17,700		
101～104	15,400	17,800		
105～108	15,700	18,200		
109～112	16,000	18,300		
113～116	16,300	18,600		
117～120	16,500	18,600		
121～124	16,800			
125～128	17,000			
129～132	17,200			
133～136	17,400			
137～157	17,600			

(宿日直手当)

第72条 宿日直を命ぜられた教職員には、その勤務1回につき、6,000円を宿日直手当として支給する。ただし、その勤務が5時間未満の場合は、3,000円とする。

(管理職手当)

第73条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員のうち学長が指定する職にある者について、支給する。

2 管理職手当の月額は、その者の属する俸給表及び職務の級並びに前項により学長が指定した職の区分に応じた次の表に掲げる額(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

ア 一般職俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
	10級	一種

9 級	一種	130,300
	二種	104,200
8 級	一種	117,100
	二種	94,000
	三種	82,200
7 級	二種	88,500
	三種	77,400
	四種	66,400
6 級	三種	72,700
	四種	62,300
	五種	51,900
5 級	三種	69,400
	四種	59,500
	五種	49,600
4 級	三種	64,700
	四種	55,500
	五種	46,300

イ 大学教員俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
	5 級	一種
二種		105,500
三種		92,300
四種		85,700
五種		79,100
六種		65,900
七種		46,200
八種		33,000
4 級	一種	118,700 円
	二種	94,900
	三種	83,000
	四種	77,100
	五種	71,100
	六種	59,300
	七種	41,500
	八種	29,700

ウ 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
5級	五種	73,200円
4級	五種	69,300
3級	七種	36,000
2級	七種	32,100

エ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員

俸給表 ＼ 職務の級	区分	手当額
5級	五種	69,600円
4級	五種	66,300

- 3 管理職手当は、第1項の教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合又は通勤上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合を除く。)は、支給しない。
- 4 第2項に規定する月額には、深夜勤務に相当する超過勤務手当相当額及び第61条第1項第5号に規定する入試業務手当相当額を含むものとする。

(教育業務連絡指導手当)

第73条の2 教育業務連絡指導手当は、特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる職務を担当する主任等で、別に定める者に支給する。

- 2 教育業務連絡指導手当の月額は、4,000円(育児短時間勤務教職員にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 3 教育業務連絡指導手当は、第1項の教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(業務上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合又は通勤上の負傷若しくは疾病に係る休職及び休暇の場合を除く。)は、支給しない。

(期末手当)

第74条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ第7条第5項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職(教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇若しくは懲戒解雇の処分を受けた場合又は教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合を除く。)した教職員についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した教職員については退職した日現在)において当該教職員が受けるべき俸給(特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち職務の級が2級又は3級である者については、その者の俸給月額100分の4に相当する額を給特法第3条第1項に定める教職調整額相当とみなし、これを俸給に加算した額。以下この項において同じ。)、扶養手当、大学院手当及び特別支援学校教員手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額(表一に定める教職員にあつては、俸給、大学院手当及び特別支援学校教員手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員については、表一に定める教職員にあつては当該加算率に100分の5を加算したもの、表一に定める教職員以外の教職員にあつては100分の5を加算率とする。))を乗じて得た額(表二に定める教職員にあつては、その額に俸給の月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下「期末手当基礎額」という。)に表三に定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、表四に定める割合を乗じて得た額とする。

表一 職制上の段階、職務の級を考慮する教職員

俸給表	職務の級	加算割合
一般職俸給表	10級、9級及び8級の教職員	100分の20
	7級及び6級の教職員	100分の15
	5級及び4級の教職員	100分の10
	3級の教職員	100分の5
技能職等俸給表	3級の教職員	100分の5
大学教員俸給表	5級の教職員のうち当該年度の6月1日現在の5級の教職員数に0.5を乗じた数(1未満の端数は切り捨て)の範囲内で学長が定める教職員	100分の20
	5級の教職員	100分の15
	4級の教職員のうち当該年度の6月1日現在の4級の教職員数に0.25を乗じた数(1未満の端数は切り捨て)の範囲内で学長が定める教職員	100分の15
	4級及び3級の教職員	100分の10

	2級の教職員のうち修士課程修了後5年の経験年数を有する教職員	100分の5
特別支援学校 教員俸給表	5級及び4級の教職員	100分の15
	3級の教職員	100分の10
	2級の教職員のうち大学4卒後12年の経験年数を有する教職員	100分の5
中・小学校教 員俸給表	5級及び4級の教職員	100分の15
	3級の教職員	100分の10
	2級の教職員のうち大学4卒後12年の経験年数を有する教職員	100分の5
栄養士俸給表	4級及び3級の教職員	100分の5
	2級の教職員で短大3卒後15年の経験年数を有する教職員	100分の5
看護師俸給表	3級の教職員	100分の5
	2級の教職員のうち短大3卒後15年の経験年数を有する教職員	100分の5

表二 管理又は監督の地位にある教職員

俸給表	職務の級	管理職手当の区分	割増率
一般職俸給表	10級、9級、8級及び7級	1種	100分の25
		2種	100分の15
大学教員俸給表	5級	1種	100分の25
		2種	100分の15

表三 期末手当支給割合

支給割合	
管理又は監督の地位にある教職員	その他の教職員
100分の100	100分の120

表四 在職期間別支給割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 3 前項に掲げる在職期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、その算定については次の期間を除算する。

(1) 停職にされていた期間

- (2) 育児休業規則第4条第1項、第6条第1項及び第2項、第6条の2第1項並びに第6条の3第1項に規定する育児休業の申出の期間（次に掲げる育児休業を除く。）、介護休業規則第4条第1項及び第6条に規定する介護休業の申出の期間、自己啓発等休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する自己啓発等休業の承認の期間又は配偶者同行休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する配偶者同行休業の承認の期間の2分の1
- イ 当該育児休業の申出の期間の全部が育児休業規則第6条の3第1項に規定する育児休業であって、当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
- ロ 当該育児休業の申出の期間の全部が育児休業規則第6条の3第1項に規定する育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の申出に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業
- (3) 休職の期間(第82条第1項による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。)の2分の1
- (4) 育児短時間勤務教職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1
- 4 基準日以前6か月以内の期間において、給与法適用職員等が引き続き教職員となった場合に、当該機関がその者に期末手当又はこれに相当する給与を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を教職員として在職した期間に算入する。
- 5 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第7号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。
- (1) 教職員が引き続き給与法適用職員等になるために退職し、当該機関が教職員としての在職期間を通算する場合
- (2) 教職員が基準日に給与を受けていない休職者である場合
- (3) 教職員が基準日に停職者である場合
- (4) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇の処分を受けた場合
- (5) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に、教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合
- (6) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合

- (7) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 6 学長は、支給日に期末手当を支給することとされている教職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第8項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合
- 7 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 8 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 9 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。(勤勉手当)

第75条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の状況、勤務成績及び直近の業績評価の結果に応じてそれぞれ第7条第5項に規定する日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職（教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇若しくは懲戒解雇の処分を受けた場合又は教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合を除く。）した教職員（学長が定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職した教職員については退職した日現在）において当該教職員が受けるべき俸給（特別支援学校教員俸給表又は中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員のうち職務の級が2級又は3級である者については、その者の俸給月額100分の4に相当する額を給特法第3条第1項に定める教職調整額相当とみなし、これを俸給に加算した額。以下この項において同じ。）、大学院手当、特別支援学校教員手当及びこれに対する地域手当の月額合計額（前条第2項の表一に定める教職員にあっては、俸給、大学院手当、特別支援学校教員手当及びこれに対する地域手当の月額合計額に同表の職務の級に対応する加算率を乗じて得た額（前条第2項の表二に定める教職員にあっては、その額に、俸給の月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に学長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

表 勤務期間別支給割合

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

3 勤勉手当の総額は、次に定める額を超えてはならない。

- (1) 前条第2項表2に定める教職員 前条第2項表2に定める教職員の期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額
 - (2) 前号以外の教職員 前号以外の教職員の期末手当基礎額に100分の100を乗じて得た額
- 4 第2項に掲げる勤務期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、その算定については次の期間を除算する。
- (1) 停職にされていた期間
 - (2) 育児休業規則第4条第1項、第6条第1項及び第2項、第6条の2第1項並びに第6条の3第1項に規定する育児休業の申出の期間（第74条第3項第2号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）、介護休業規則第4条第1項及び第6条に規定する介護休業の申出の期間、自己啓発等休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する自己啓発等休業の承認の期間又は配偶者同行休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する配偶者同行休業の承認の期間
 - (3) 休職の期間(第82条第1項の規定による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職及びその他学長が認める休職の期間を除く。)
 - (4) 育児短時間勤務教職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - (5) 第81条の規定により給与を減額された期間
 - (6) 負傷又は疾病(業務上の負傷若しくは疾病の場合及び通勤上の負傷若しくは疾病の場合を除く。)により勤務しなかった期間から、休日を除いた期間が30日(実務家専任教員については18日)を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (7) 育児休業規則第14条の規定による育児時間又は介護休業規則第12条の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (8) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、その全期間
 - (9) 実務家専任教員で実務家専任教員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第4条に規定する休日のうち、同規則第3条に規定する勤務時間の割振りをしなかった日
- 5 基準日以前6か月以内の期間において、給与法適用職員等が引き続いて教職員となった場合に、当該機関がその者に勤勉手当又はこれに相当する給与を支給しない場合においては、これらの機関における勤務期間を教職員として勤務した期間に算入する。
- 6 教職員が次の各号に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。
- (1) 教職員が引き続き給与法適用職員等になるために退職し、当該機関が教職員としての勤務期間を通算する場合

- (2) 教職員が基準日に休職者である場合(第 82 条第 1 項の規定による休職、同条第 2 項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職を除く。)
 - (3) 教職員が基準日に停職者である場合
 - (4) 教職員が基準日から支給日の前日までの間に、教職員就業規則第 37 条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇の処分を受けた場合
 - (5) 教職員が基準日から支給日の前日までの間に、教職員就業規則第 16 条の規定により当然解雇された場合
 - (6) 基準日前 1 か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職した教職員で、退職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (7) 次項の規定により勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 7 前条第 6 項から第 9 項の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(大学院手当)

第 76 条 学長は、大学院の授業を常時担当する教授、准教授、講師、助教(以下「大学院担当教員」という。)及び大学院に在学する学生の指導に常時従事する大学教員で次条第 3 項に定める者(以下「大学院指導教員」という。)に、その職務の特殊性に基づき俸給月額に適正な調整を行うため、大学院手当を支給する。

- 2 大学院手当は、表一に掲げる教職員の職務の級に応じて表二に掲げる大学院手当基本額にその者に係る表一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

表一

教職員	調整数
(1) 大学院担当教員のうち、博士課程を担当する者で、4 人以上の博士課程後期の学生に対して主任として研究指導に従事する者	3
(2) 大学院担当教員のうち、博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	1
(4) 大学院指導教員	1

備考 この表において博士課程を担当する者とは、国立大学法人横浜国立大学組織運営規則(平成 16 年規則第 5 号)第 11 条に定める研究院に所属し博士課程を担当している者、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科を担当している者又は担当する学府において博士課程後期の担当審査を経た者とする。

表二

職務	大学院手当基本額
----	----------

の級	
2級	10,50 ただし、1号俸9,904円、2号俸10,008円、3号俸10,107円、4号俸10,200円 6円、5号俸10,300円、6号俸10,395円、7号俸10,494円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円

(大学院手当の支給)

第77条 大学院担当教員で大学院手当を支給する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院研究科又は大学院学府(以下「大学院研究科等」という。)に配置されている教授、准教授、講師及び助教のうち、当該大学院研究科等において直接に講義、演習、実験又は実習の指導(以下「講義等」という。)を年度を通じて2単位以上担当するもの、又は主任として学生に対する研究指導(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第11条第1項に規定するものをいい、1人の学生に対して原則として1人をいうものとする。以下「主任指導」という。)を担当するもの
 - (2) 前号以外の教授、准教授、講師及び助教で次の一に該当し、かつ、大学院研究科等において講義等を年度を通じて4単位以上担当するもの、又は主任指導を行うほか講義等を年度を通じて2単位以上担当するもの
 - イ 大学院研究科等新設の際当該研究科等の教員組織の編成上必要な教授、准教授、講師及び助教として学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第43条に規定する大学設置・学校法人審議会の審査を経ているもの
 - ロ 前号に該当するものから、前号以外の教授、准教授、講師及び助教に異動し、引き続き当該講義等又は主任指導を担当する必要があるもの
 - ハ 大学院研究科等の教育課程として編成されている授業科目について、前号に掲げる教員が欠員等のため又は前号に掲げる教員に適任者が得られないため、これを補うものとして担当を命ぜられているもの
- 2 前条第2項表一(1)により大学院手当を支給する者は、次の各号により取り扱うものとする。
- (1) 主任指導を行う学生には、留学、休学及び停学中のものを含まない。
 - (2) 2以上の大学院研究科等の学生の主任指導を担当する場合には、当該教職員が主任指導を担当する学生の合計人数により、調整数を決定するものとする。

- (3) 前項第2号により大学院手当の支給する教職員について調整数3の大学院手当を支給する場合にあっては、所要の人数の学生に対する主任指導を行うほか講義等を2単位以上担当すること。
- 3 前条第2項表一(4)により大学院手当を支給する者は次の各号のすべてに該当するものとする。
- (1) 大学院研究科等に配置されている大学教員で、その者が職務を助けている大学院担当教員が当該研究科等の授業を常時担当しているものであること。
- (2) 次に掲げる大学教員のうち大学院の学生に対する十分な指導能力を有すると認められる者で、現に大学院担当教員を助けて、大学院の学生を直接指導する複雑、困難の度の高い業務に従事する者
- イ 博士の学位を有する者
- ロ 博士の学位を有する者に匹敵する研究業績を有する者(原則として、修士課程修了後5年以上の研究歴を有する者、医大卒業後6年以上の研究歴を有する者又は大学(短大を除く。)卒業後8年以上の研究歴を有する者のうちから選考するものとする。)
- (3) その者が大学院研究科等において授業科目の担当教員を補助して行う学生の指導(以下「授業補助指導」という。)及び主任指導教員を補助して行う学生の研究指導に従事する時間が年間において合わせて授業4単位分に相当する時間以上(このうち、原則として授業補助指導の従事時間数が2単位相当以上であることを要する。)であること。
- 4 次の各号の一に該当する場合には、大学院手当の支給を停止するものとする。
- (1) 休職、停職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業により職務に従事していないもの
- (2) 年度の初めから(当該年度の前年から引き続く場合を含む。)当該年度の末日まで外国出張又は海外研修(一時帰国している期間を含む。)を命令等された場合、当該年度の初日以降。
- (3) 病気休暇により引き続き90日を超えた日以降。この場合において、期間の計算は、病気休暇開始日から起算し、休日を含めるものとする。

(特別支援学校教員手当)

- 第78条 学長は、教育学部附属特別支援学校に勤務し、特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭に、その職務の特殊性に基づき俸給月額に適正な調整を行うため、特別支援学校教員手当を支給する。
- 2 特別支援学校教員手当は、前項に規定する教職員の職務の級に応じて次の表に掲げる特別支援学校教員手当基本額に調整数として2を乗じて得た額(育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする

職務の級	調整基本額
2級	11, ただし、1号俸9,333円、2号俸9,409円、3号俸9,481円、4号俸9,558円、5号俸9,639円、6号俸9,711円、7号俸9,787円、8号俸9,859円、9号俸9,940円、10号俸10,026円、11号俸10,111円、12号俸10,197円、13号俸10,264円、14号俸10,354円、15号俸10,444円、16号俸10,534円、17号俸10,615円、18号俸10,737円、19号俸10,858円、20号俸10,980円、21号俸11,097円
3級	11,500円
4級	12,200円
5級	13,100円

(クロスアポイントメント手当)

第78条の2 クロスアポイントメント手当は、国立大学法人横浜国立大学におけるクロスアポイントメントの取扱いに関する規則（平成28年規則第3号）第5条第1項に基づき締結されたクロスアポイントメントに関する協定により指定された教員のうち、別に定める要件を満たし、大学の教育、研究及び産学連携活動等の推進に資する教員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、クロスアポイントメント手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(研究代表者手当)

第78条の3 研究代表者手当は、大学教員俸給表の適用を受ける教員のうち、別に定める要件を満たし、研究代表者等として外部資金を獲得することを通じた大学の教育研究基盤強化への貢献が特に顕著な教員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、研究代表者手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(諸手当の支給方法)

第79条 地域手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、管理職手当、教育業務連絡指導手当、大学院手当、特別支援学校教員手当及びクロスアポイントメント手当について、月の途中で要件が具備されるに至った場合又は月の中途に要件を欠くに至った場合には、第21条の規定に準じ、日割計算によって得た額を支給する。

2 その他諸手当の支給に関し必要な事項は、学長が定める。

(特定の教職員についての適用除外)

第80条 超過勤務手当は、管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

2 扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び初任給調整手当は、実務家専任教員には支給しない。

第4章 給与の特例等

(給与の減額)

第81条 教職員が勤務しないときは、休日(勤務時間規則第7条の規定により休日の振替を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあつては、当該休日を振り替えた日)である場合、勤務時間規則第19条に規定する休暇による場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第82条 教職員が教職員就業規則第21条第1号に掲げる事由に該当して休職となった場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところに従い、休業(補償)給付又は傷病(補償)年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 教職員が教職員就業規則第21条第2号に掲げる事由に該当して休職となった場合には、その休職期間が1年(結核性疾患にあつては2年)に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、特別支援学校教員手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、附属学校に勤務する教員が、結核性疾患のため長期休養を要する場合に該当して休職となった場合には、教職員就業規則第22条第1号及び第22条の2第1項により定められた休職の期間中、給与の全額を支給する。

3 教職員が教職員就業規則第21条第3号に掲げる事由に該当して休職となった場合には、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び特別支援学校教員手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が教職員就業規則第21条第4号、第5号又は第9号に掲げる事由により休職となった場合には、その休職期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、特別支援学校教員手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、第9号の規定に該当して休職となった場合で、当該休職に係る生死不明若しくは所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、100分の100以内を支給することができる。

5 教職員が教職員就業規則第21条第7号により休職となった場合には、その派遣の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当、特別支援学校教員手当及び期末手当(この項において、「本給等」という。)のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、別に定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得て、本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

6 教職員が教職員就業規則第 21 条第 10 号により休職となり、その休職期間中、給与等を支給する必要があると認められる場合には、学長が別に定める。

(育児休業中の給与)

第 83 条 育児休業規則第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項、第 6 条の 2 第 1 項並びに第 6 条の 3 第 1 項に規定する育児休業の申出をしている教職員(この条において「育児休業教職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

2 第 74 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業している教職員のうち、基準日 6 か月以内の期間において勤務した期間及びこれに相当する期間がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 前項の「これに相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 停職にされていた期間

(2) 非常勤職員として在職した期間

4 第 75 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に在職する育児休業教職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務中の俸給)

第 83 条の 2 育児短時間勤務教職員の俸給は、当該育児短時間勤務教職員が得ている俸給に、算出率を乗じて得た額を俸給とする。この場合において、俸給月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の俸給月額とする。

(育児短時間勤務教職員についての特例)

第 83 条の 3 育児短時間勤務教職員についての第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

俸給	俸給を算出率で除して得た額
大学院手当	大学院手当を算出率で除して得た額
特別支援学校教員手当	特別支援学校教員手当を算出率で除して得た額
俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

(育児時間中の給与)

第 84 条 教職員が、育児休業規則第 14 条に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第 81 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 承認された育児時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(介護休業中の給与)

第 85 条 介護休業規則第 4 条第 1 項及び第 6 条に規定する介護休業の申出をしている教職員(この条において「介護休業教職員」という。)には、その期間中の給与は支給しない。

2 第74条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている教職員のうち、基準日6か月以内の期間において勤務した期間及びこれに相当する期間がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 前項のこれに「相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 停職にされていた期間

(2) 非常勤職員として在職した期間

4 第75条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(介護部分休業中の給与)

第86条 教職員が、介護休業規則第12条に規定する介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第81条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 承認された介護部分休業の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(自己啓発等休業中の給与)

第86条の2 自己啓発等休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する自己啓発等休業の承認を得ている教職員には、その期間中の給与は支給しない。

(配偶者同行休業中の給与)

第86条の3 配偶者同行休業規則第3条第1項及び第5条第1項に規定する配偶者同行休業の承認を得ている教職員には、その期間中の給与は支給しない。

(復職時調整)

第87条 休職にされた教職員が復職し、又は育児休業、介護休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業をしていた教職員が復帰し、若しくは休暇のために引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、休職の期間、育児休業の期間、介護休業の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を次の表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に学長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休職等の期間	換算する率
業務又は通勤による傷病に係る休職(休暇)、業務上の災害又は通勤による災害を原因とする行方不明による休職	3分の3

大学院修学休業の期間	
結核性疾患による休職(休暇)	2分 の1
非結核性疾患による休職(休暇)及び行方不明者(業務上の災害又は通勤による災害を原因とするものを除く。)の期間	3分 の1
刑事事件による休職の期間(無罪判決を受けた場合に限る。)	3分 の3
育児休業をした期間	3分 の3
介護休業をした期間	3分 の3
自己啓発等休業をした期間(大学等における修学(教職員としての職務に特に有用であると認められるもの)又は国際貢献活動(独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務)のためのものに限る。)	3分 の3
自己啓発等休業をした期間(前項に掲げるものを除く。)	2分 の1
配偶者同行休業をした期間	2分 の1

- 2 教職員就業規則第21条第3号又は5号に規定する休職の場合における俸給月額調整について、前項の規定による場合には他の教職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず調整することができる。

(俸給の半減)

第88条 第81条の規定にかかわらず、教職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。以下この項において同じ。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病にかかる就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日について、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項の俸給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置は、次の各号とする。
- (1) 伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他の教職員に感染のおそれが高いと認められるもの
 - (2) 精神障害のため業務につかせることが著しく不相当と認められるもの
- 3 第1項の勤務しない期間には、病気休暇等(次の各号に掲げる場合における病気休暇(以下「生理休暇等」という。)以外の病気休暇又は同項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。)の日(1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。)のほか、当該療養期間中の勤務時間規則第6条に規定する休日その他の勤務

しない日（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の別に定める日を除く。）が含まれるものとする。

(1) 生理日の就業が著しく困難な場合

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 国立大学法人横浜国立大学教職員労働安全衛生管理規則（平成16年規則第108号）第30条の規定により同規則別紙4に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は変更を受け、同規則第31条第1項の事後措置を受けた場合

4 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。

5 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。

6 前2項の規定の適用については、生理休暇等の期間その他の別に定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

7 月又は月の中途において俸給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の日につき俸給の半額が減ぜられる場合における俸給は、当該給与期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与の改定）

第89条 この規則による給与に改定の必要が生じた場合には、原則として次年度の4月1日から行うものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合にはこの限りでない。

第5章 雑則

第90条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

2 この規則による用語その他手続等についてこの規則に定めのないときは、一般職の国家公務員の例による。

附 則

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条第1項に規定する職員(以下「承継職員」という。)がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)にこの規則により適用を受ける俸給表は、次の表のそれぞれ給与法適用による俸給表に対応するこの規則の適用による俸給表とする。

給与法の適用による俸給表	この規則の適用による俸給表
行政職俸給表(一)	一般職俸給表
行政職俸給表(二)	技能職等俸給表
教育職俸給表(一)	大学教員俸給表
教育職俸給表(二)	養護学校教員俸給表
教育職俸給表(三)	中・小学校教員俸給表
医療職俸給表(二)	栄養士俸給表
医療職俸給表(三)	看護師俸給表

第3条 承継職員が施行日に受けるそれぞれの俸給表の級及び号俸は、施行日の前日に給与法の適用により受けていた級及び号俸とする。なお、施行日に第15条から第19条の規定による異動がある場合は、当該施行日に第15条から第19条までの規定を適用して決定した級及び号俸とする。

第4条 承継職員が給与法第6条及び同法第8条の規定により昇給した人事院規則9-8第36条に規定する時期から施行日の前日までの期間は、第19条第1項における12月を下らない期間及び第3項における24月(その俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合にあっては、18月)を下らない期間に含むものとする。

第5条 承継職員で、平成11年4月1日において人事院規則9-8-37の規定による普通昇給の昇給停止年齢の経過措置の適用を受ける者又はこれと同等と学長が認める者については、施行日以降においてもこの経過措置が引き続いているものとする。

第6条 承継職員が施行日に受ける扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当は、施行日の前日に給与法の適用により受けていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定が引き続いているものとみなして支給する。

第7条 承継職員が給与法第10条の3に規定する初任給調整手当が支給されていた場合の支給期間及び支給額は、同条に規定する初任給調整手当を受けていた期間第56条に規定する初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

第8条 第76条に規定する大学院手当及び第78条に規定する養護学校教員手当については、平成18年3月31日まで人事院規則9-6-25附則第2項から第5項までの規定による経過措置が引き続いているものとする。

第9条 施行日に教職員就業規則第21条に規定する休職中である承継職員についての第82条第2項及び第3項の規定による休職者の給与の支給される期間は、給与法第23条による休職者の給与を受けていた期間を含むものとする。

第10条 施行日に引き続いて病気休暇を取得中である承継職員についての第88条第1項及び第4項の規定による期間は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)第18条の規定による当該病気休暇の開始の日から起算した期間とする。

第11条 承継職員で、施行日の前日に給与法による俸給の特別調整額を受ける職にあつた者で、施行日において引き続き第73条の規定による管理職手当を受ける同一の職にある者のうち、管理職手当の支給率が施行日前に受けていた俸給の特別調整額の支給率を下回る者については、平成16年度に限り施行日前に受けていた俸給の特別調整額の支給率を管理職手当の支給率とみなして支給する。

第12条 承継職員で施行日の前日に給与法による指定職俸給表の適用を受けていた部局長で、施行日において引き続き当該部局長の職にある者については、平成16年度に限り、施行日の前日の給与法による指定職俸給表の適用を受けるものとし、号俸及び俸給月額については施行日の前日に給与法の適用により受けていた号俸及び俸給月額とする。

第13条 前条の適用を受ける教職員に対しては、期末特別手当をそれぞれ第7条第5項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職(教職員就業規則第37条の規定による諭旨解雇又は懲戒解雇処分を受けた場合又は教職員就業規則第16条第2号及び第3号の規定により当然解雇された場合を除く。)した教職員についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれ基準日現在(退職した教職員については退職した日現在。)において当該教職員が受けるべき俸給及びこれに対する都市手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(教職員就業規則第21条の規定により休職にされている者(第82条第1項の規定による休職、同条第2項の規定により、その休職の期間中給与の全額が支給される休職を除く。)以外の者にあつては、その額に俸給の100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第74条第2項表四に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ学長が定める額を減じて得た額)とする。

3 第74条第3項から第9項の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。

第14条 扶養手当、住居手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び大学院手当は、附則第12条の適用を受ける教職員には支給しない。

附 則(平成17年3月24日規則第494号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月24日規則第26号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 28 日規則第 46 号)

改正 平成 19 年 3 月 27 日規則第 54 号 平成 19 年 3 月 30 日規則第 72 号
平成 20 年 2 月 28 日規則第 12 号 平成 21 年 11 月 30 日規則第 91 号
平成 24 年 5 月 28 日規則第 110 号

第 1 条 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 18 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、学長が別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

第 3 条 切替日の前日において教職員給与規則別表第 1 から別表第 7 までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び次条に規定する教職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(学長が別に定める教職員にあっては、学長が定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第 2 に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される教職員(次条に規定する教職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第 3 に定める号俸とする。

第 4 条 切替日の前日において、職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた教職員の切替日における俸給月額は、学長が別に定める。

第 5 条 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずると学長が別に定める教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第 6 条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(次の各号に掲げる教職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる教職員(学長が別に定める教職員を除く。)には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成 22 年 11 月 24 日規則第 86 号附則第 2 条第 1 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員(再雇用教職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(1) 平成 21 年 12 月 1 日において次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受けていた教職員でその号俸が次の表の号俸欄に掲げる号俸以外であった教職員(以下「平成 21 年度減額改定対象教職員」という。) 100 分の 99.1

(2) 平成 21 年度減額改定対象教職員以外の教職員 100 分の 99.34

俸給表	職務の級	号俸
一般職俸給表	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 24 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技能職等俸給表	1 級	1 号俸から 68 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
大学教員俸給表	1 級	1 号俸から 48 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 12 号俸まで
特別支援学校教員俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
中・小学校教員俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 44 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 号俸まで
栄養士俸給表	1 級	1 号俸から 52 号俸まで
	2 級	1 号俸から 32 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで
	4 級	1 号俸から 4 号俸まで
看護師俸給表	1 級	1 号俸から 56 号俸まで
	2 級	1 号俸から 40 号俸まで
	3 級	1 号俸から 16 号俸まで

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される教職員と権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。

第 7 条 前条の規定による俸給を支給される教職員に関する教職員給与規則第 69 条第 1 項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成 18 年規則第 46 号)附則第 6 条の規定による俸給の額との合計額」とする。

第8条 第76条の規定により大学院手当を支給される職を占める教職員(以下「大学院手当適用教職員」という。)のうち、その者に係る大学院手当基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、この規則による改正後の第76条第2項の規定による大学院手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(育児休業規則第13条の2及び第13条の4に規定する育児短時間勤務教職員にあってはその額に算出率を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を大学院手当として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 切替日の前日から引き続き大学院手当適用教職員(第3号に該当する教職員を除く。)である教職員 同日にその者に適用されていた大学院手当基本額
- (2) 切替日以後に新たに大学院手当適用教職員(次号に該当する教職員及び切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に新たに大学院手当適用教職員になったとした場合にこの規則による改正前の国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(以下「改正前の教職員給与規則」という。)第76条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる大学院手当基本額
- (3) 切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員(切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに大学院手当適用教職員となった者にあつては、切替日の前日に新たに大学院手当適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる職務の級及び号俸を基礎として改正前の教職員給与規則第76条第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる大学院手当基本額
ただし切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員にあっては、学長の定める額
 - イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合
 - ロ 切替日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の級に降格をした場合
 - ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合
 - ニ 再任用職員異動をした場合

- (4) 切替日以後に、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則第 12 条第 2 項の規定により新たに教職員となった教職員 当該教職員が切替日の前日に教職員であったものとみなして前 2 号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる大学院手当基本額

第 9 条 第 78 条の規定により特別支援学校教員手当(第 1 号の経過措置期間における養護学校教員手当を含む。以下同じ。)を支給される職を占める教職員(以下「特別支援学校手当適用教職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教職員には、この規則による改正後の第 78 条第 2 項の規定による特別支援学校教員手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(育児休業規則第 13 条の 2 及び第 13 条の 4 に規定する育児短時間勤務教職員にあつてはその額に算出率を乗じて得た額)(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を特別支援学校教員手当として支給する。

- (1) 平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで 100 分の 100
- (2) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 75
- (3) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 50
- (4) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 切替日の前日から引き続き特別支援学校教員手当適用教職員(第 3 号に該当する教職員を除く。)である教職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 切替日以後に新たに特別支援学校教員手当適用教職員(次号に該当する教職員及び切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に新たに特別支援学校教員手当適用教職員になったとした場合にこの規則による改正前の国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(以下「改正前の教職員給与規則」という。)第 78 条第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員(切替日以後に新たに教職員となった教職員を除く。) 切替日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに特別支援学校教員手当適用教職員となった者にあつては、切替日の前日に新たに特別支援学校教員手当適用教職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に同日にその者に適用されることとなる職務の級及び号俸を基礎として改正前の教職員給与規則第 78 条第 2 項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし切替日以後に次に掲げる場合に該当することとなった教職員にあつては、学長の定める額

イ 俸給表の適用を異にする異動をした場合

ロ 切替日の前日においてその者が属していた職務の級より下位の級に降格をした場合

ハ 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合

ニ 再任用職員異動をした場合

(4) 切替日以後に、国立大学法人横浜国立大学教職員退職手当規則第 12 条第 2 項の規定により新たに教職員となった教職員 当該教職員が切替日の前日に教職員であったものとみなして前 2 号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

第 10 条 平成 22 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる教職員給与規則の規定の適用についてはこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 18 条第 2 項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
第 18 条第 3 項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
	2 号俸	1 号俸
第 28 条第 1 項	100 分の 12	100 分の 11 (学長が定める間に限る。)

別表第 1 職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
一般職俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
技能職等俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
大学教員俸給表	1 級	1 級
	2 級	2 級

	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級 6級
養護学校教員俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
中・小学校教員俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
栄養士俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
看護師俸給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級

別表第2 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である教職員以外の教職員の号俸の切替表

イ 一般職俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1

	9月以上12月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	

	6 月以上 9 月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3 月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未満			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未満			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上 12 月未満			88	66	92	80	76			
	12 月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83				
	9 月以上 12 月未満			92	68	96	84				
	12 月以上			93	69	97	85				
24	3 月未満			93	69	97	85				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87				
	9 月以上 12 月未満			96	72	100	88				
	12 月以上			97	73	101	89				
25	3 月未満			97	73	101					
	3 月以上 6 月未満			98	73	102					
	6 月以上 9 月未満			99	74	103					
	9 月以上 12 月未満			100	74	104					

	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ロ 技能職等俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1	1	5
	3月以上6月未満		1	1	6
	6月以上9月未満		1	1	7
	9月以上12月未満		1	1	8
	12月以上		1	1	9
2	3月未満	1	1	1	9
	3月以上6月未満	2	2	1	10
	6月以上9月未満	3	3	1	11
	9月以上12月未満	4	4	1	12
	12月以上	5	5	1	13
3	3月未満	5	5	1	13
	3月以上6月未満	6	6	2	14
	6月以上9月未満	7	7	3	15
	9月以上12月未満	8	8	4	16
	12月以上	9	9	5	17
4	3月未満	9	9	5	17
	3月以上6月未満	10	10	6	18
	6月以上9月未満	11	11	7	19
	9月以上12月未満	12	12	8	20
	12月以上	13	13	9	21
5	3月未満	13	13	9	21
	3月以上6月未満	14	14	10	22
	6月以上9月未満	15	15	11	23
	9月以上12月未満	16	16	12	24
	12月以上	17	17	13	25
6	3月未満	17	17	13	25
	3月以上6月未満	18	18	14	26
	6月以上9月未満	19	19	15	27
	9月以上12月未満	20	20	16	28
	12月以上	21	21	17	29
7	3月未満	21	21	17	29
	3月以上6月未満	22	22	18	30
	6月以上9月未満	23	23	19	31
	9月以上12月未満	24	24	20	32
	12月以上	25	25	21	33

8	3月未満	25	25	21	33
	3月以上6月未満	26	26	22	34
	6月以上9月未満	27	27	23	35
	9月以上12月未満	28	28	24	36
	12月以上	29	29	25	37
9	3月未満	29	29	25	37
	3月以上6月未満	30	30	26	38
	6月以上9月未満	31	31	27	39
	9月以上12月未満	32	32	28	40
	12月以上	33	33	29	41
10	3月未満	33	33	29	41
	3月以上6月未満	34	34	30	42
	6月以上9月未満	35	35	31	43
	9月以上12月未満	36	36	32	44
	12月以上	37	37	33	45
11	3月未満	37	37	33	45
	3月以上6月未満	38	38	34	46
	6月以上9月未満	39	39	35	47
	9月以上12月未満	40	40	36	48
	12月以上	41	41	37	49
12	3月未満	41	41	37	49
	3月以上6月未満	42	42	38	50
	6月以上9月未満	43	43	39	51
	9月以上12月未満	44	44	40	52
	12月以上	45	45	41	53
13	3月未満	45	45	41	53
	3月以上6月未満	46	46	42	54
	6月以上9月未満	47	47	43	55
	9月以上12月未満	48	48	44	56
	12月以上	49	49	45	57
14	3月未満	49	49	45	57
	3月以上6月未満	50	50	46	58
	6月以上9月未満	51	51	47	59
	9月以上12月未満	52	52	48	60
	12月以上	53	53	49	61
15	3月未満	53	53	49	61
	3月以上6月未満	54	54	50	62

	6 月以上 9 月未満	55	55	51	63
	9 月以上 12 月未満	56	56	52	64
	12 月以上	57	57	53	65
16	3 月未満	57	57	53	65
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	66
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	67
	9 月以上 12 月未満	60	60	56	68
	12 月以上	61	61	57	69
17	3 月未満	61	61	57	69
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	70
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	71
	9 月以上 12 月未満	64	64	60	72
	12 月以上	65	65	61	73
18	3 月未満	65	65	61	73
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	74
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	75
	9 月以上 12 月未満	68	68	64	76
	12 月以上	69	69	65	77
19	3 月未満	69	69	65	77
	3 月以上 6 月未満	70	70	65	78
	6 月以上 9 月未満	71	71	66	79
	9 月以上 12 月未満	72	72	66	80
	12 月以上	73	73	67	81
20	3 月未満	73	73	67	81
	3 月以上 6 月未満	74	74	67	82
	6 月以上 9 月未満	75	75	68	83
	9 月以上 12 月未満	76	76	68	84
	12 月以上	77	77	69	85
21	3 月未満	77	77	69	85
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	86
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	87
	9 月以上 12 月未満	80	80	72	88
	12 月以上	81	81	73	89
22	3 月未満	81	81	73	89
	3 月以上 6 月未満	82	82	73	90
	6 月以上 9 月未満	83	83	74	91
	9 月以上 12 月未満	84	84	74	92

	12 月以上	85	85	75	93
23	3 月未滿	85	85	75	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	75	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	76	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	76	
	12 月以上	89	89	77	
24	3 月未滿	89	89	77	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	77	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	78	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	78	
	12 月以上	93	93	79	
25	3 月未滿	93	93	79	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	80	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	80	
	12 月以上	97	97	81	
26	3 月未滿	97	97	81	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84	
	12 月以上	101	101	85	
27	3 月未滿	101	101	85	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86	
	12 月以上	105	105	87	
28	3 月未滿	105	105	87	
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	
	9 月以上 12 月未滿	108	108	88	
	12 月以上	109	109	89	
29	3 月未滿	109	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	
	9 月以上 12 月未滿	112	112	92	
	12 月以上	113	113	93	
30	3 月未滿	113	113	93	

	3月以上6月未満	114	114	93	
	6月以上9月未満	115	115	94	
	9月以上12月未満	116	116	94	
	12月以上	117	117	95	
31	3月未満	117	117	95	
	3月以上6月未満	118	118	95	
	6月以上9月未満	119	119	96	
	9月以上12月未満	120	120	96	
	12月以上	121	121	97	
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	121	122		
	6月以上9月未満	121	123		
	9月以上12月未満	121	124		
	12月以上	121	125		
33	3月未満		125		
	3月以上6月未満		126		
	6月以上9月未満		127		
	9月以上12月未満		128		
	12月以上		129		

ハ 大学教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1

4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未満	33	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未満	37	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	38	30

	6 月以上 9 月未満	39	39	39	31
	9 月以上 12 月未満	40	40	40	32
	12 月以上	41	41	41	33
12	3 月未満	41	41	41	33
	3 月以上 6 月未満	42	42	42	34
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	35
	9 月以上 12 月未満	44	44	44	36
	12 月以上	45	45	45	37
13	3 月未満	45	45	45	37
	3 月以上 6 月未満	46	46	46	38
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	39
	9 月以上 12 月未満	48	48	48	40
	12 月以上	49	49	49	41
14	3 月未満	49	49	49	41
	3 月以上 6 月未満	50	50	50	42
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	43
	9 月以上 12 月未満	52	52	52	44
	12 月以上	53	53	53	45
15	3 月未満	53	53	53	45
	3 月以上 6 月未満	54	54	54	46
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	47
	9 月以上 12 月未満	56	56	56	48
	12 月以上	57	57	57	49
16	3 月未満	57	57	57	49
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	50
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	51
	9 月以上 12 月未満	60	60	60	52
	12 月以上	61	61	61	53
17	3 月未満	61	61	61	53
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	54
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	55
	9 月以上 12 月未満	64	64	64	56
	12 月以上	65	65	65	57
18	3 月未満	65	65	65	57
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	58
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	59
	9 月以上 12 月未満	68	68	68	60

	12 月以上	69	69	69	61
19	3 月未滿	69	69	69	61
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	62
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	63
	9 月以上 12 月未滿	72	72	72	64
	12 月以上	73	73	73	65
20	3 月未滿	73	73	73	65
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	66
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	67
	9 月以上 12 月未滿	76	76	76	68
	12 月以上	77	77	77	69
21	3 月未滿	77	77	77	69
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	70
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	71
	9 月以上 12 月未滿	80	80	80	72
	12 月以上	81	81	81	73
22	3 月未滿	81	81	81	73
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	74
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	75
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	76
	12 月以上	85	85	85	77
23	3 月未滿	85	85	85	77
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	78
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	79
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88	80
	12 月以上	89	89	89	81
24	3 月未滿	89	89	89	81
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	82
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	83
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92	84
	12 月以上	93	93	93	85
25	3 月未滿	93	93	93	85
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	86
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	87
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	88
	12 月以上	97	97	97	89
26	3 月未滿	97	97	97	89

	3 月以上 6 月未満	98	98	98	89
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	89
	9 月以上 12 月未満	100	100	100	89
	12 月以上	101	101	101	89
27	3 月未満	101	101	101	
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	
	9 月以上 12 月未満	104	104	104	
	12 月以上	105	105	105	
28	3 月未満	105	105	105	
	3 月以上 6 月未満	106	106	105	
	6 月以上 9 月未満	107	107	105	
	9 月以上 12 月未満	108	108	105	
	12 月以上	109	109	105	
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 12 月未満	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上 12 月未満	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上 12 月未満	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		

	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	129		
	6月以上9月未満	131	129		
	9月以上12月未満	132	129		
	12月以上	133	129		
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			

ニ 養護学校教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1

	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
4	3 月未満	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
5	3 月未満	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
6	3 月未満	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
7	3 月未満	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	15	7
	9 月以上 12 月未満	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
8	3 月未満	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
9	3 月未満	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	24	16

	12 月以上	33	33	25	17
10	3 月未滿	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	27	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	29	21
11	3 月未滿	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	31	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	33	25
12	3 月未滿	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	35	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	37	29
13	3 月未滿	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	39	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	41	33
14	3 月未滿	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	42	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	43	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	45	37
15	3 月未滿	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	46	37
	6 月以上 9 月未滿	55	55	47	37
	9 月以上 12 月未滿	56	56	48	37
	12 月以上	57	57	49	37
16	3 月未滿	57	57	49	
	3 月以上 6 月未滿	58	58	50	
	6 月以上 9 月未滿	59	59	51	
	9 月以上 12 月未滿	60	60	52	
	12 月以上	61	61	53	
17	3 月未滿	61	61	53	

	3 月以上 6 月未満	62	62	54	
	6 月以上 9 月未満	63	63	55	
	9 月以上 12 月未満	64	64	56	
	12 月以上	65	65	57	
18	3 月未満	65	65	57	
	3 月以上 6 月未満	66	66	58	
	6 月以上 9 月未満	67	67	59	
	9 月以上 12 月未満	68	68	60	
	12 月以上	69	69	61	
19	3 月未満	69	69	61	
	3 月以上 6 月未満	70	70	62	
	6 月以上 9 月未満	71	71	63	
	9 月以上 12 月未満	72	72	64	
	12 月以上	73	73	65	
20	3 月未満	73	73	65	
	3 月以上 6 月未満	74	74	66	
	6 月以上 9 月未満	75	75	67	
	9 月以上 12 月未満	76	76	68	
	12 月以上	77	77	69	
21	3 月未満	77	77	69	
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	
	9 月以上 12 月未満	80	80	72	
	12 月以上	81	81	73	
22	3 月未満	81	81	73	
	3 月以上 6 月未満	82	82	74	
	6 月以上 9 月未満	83	83	75	
	9 月以上 12 月未満	84	84	76	
	12 月以上	85	85	77	
23	3 月未満	85	85	77	
	3 月以上 6 月未満	86	86	77	
	6 月以上 9 月未満	87	87	77	
	9 月以上 12 月未満	88	88	77	
	12 月以上	89	89	77	
24	3 月未満	89	89		
	3 月以上 6 月未満	90	90		
	6 月以上 9 月未満	91	91		

	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		

32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		
	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上 12 月未満	128	128		
	12 月以上	129	129		
34	3 月未満	129			
	3 月以上 6 月未満	130			
	6 月以上 9 月未満	131			
	9 月以上 12 月未満	132			
	12 月以上	133			
35	3 月未満	133			
	3 月以上 6 月未満	134			
	6 月以上 9 月未満	135			
	9 月以上 12 月未満	136			
	12 月以上	137			
36	3 月未満	137			
	3 月以上 6 月未満	138			
	6 月以上 9 月未満	139			
	9 月以上 12 月未満	140			
	12 月以上	141			
37	3 月未満	141			
	3 月以上 6 月未満	142			
	6 月以上 9 月未満	143			
	9 月以上 12 月未満	144			
	12 月以上	145			
38	3 月未満	145			
	3 月以上 6 月未満	146			
	6 月以上 9 月未満	147			
	9 月以上 12 月未満	148			
	12 月以上	149			
39	3 月未満	149			
	3 月以上 6 月未満	150			

	6月以上9月未満	151		
	9月以上12月未満	152		
	12月以上	153		
40	3月未満	153		
	3月以上6月未満	153		
	6月以上9月未満	153		
	9月以上12月未満	153		
	12月以上	153		
外1	3月未満		129	
	3月以上6月未満		130	
	6月以上9月未満		131	
	9月以上12月未満		132	
	12月以上		133	
外2	3月未満		133	
	3月以上6月未満		134	
	6月以上9月未満		135	
	9月以上12月未満		136	
	12月以上		137	
外3	3月未満		137	
	3月以上6月未満		137	
	6月以上9月未満		137	
	9月以上12月未満		137	
	12月以上		137	

ホ 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1

	3 月以上 6 月未滿	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未滿	7	7	3	1
	9 月以上 12 月未滿	8	8	4	1
	12 月以上	9	9	5	1
4	3 月未滿	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未滿	11	11	7	1
	9 月以上 12 月未滿	12	12	8	1
	12 月以上	13	13	9	1
5	3 月未滿	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未滿	14	14	10	1
	6 月以上 9 月未滿	15	15	11	1
	9 月以上 12 月未滿	16	16	12	1
	12 月以上	17	17	13	1
6	3 月未滿	17	17	13	1
	3 月以上 6 月未滿	18	18	14	2
	6 月以上 9 月未滿	19	19	15	3
	9 月以上 12 月未滿	20	20	16	4
	12 月以上	21	21	17	5
7	3 月未滿	21	21	17	5
	3 月以上 6 月未滿	22	22	18	6
	6 月以上 9 月未滿	23	23	19	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	20	8
	12 月以上	25	25	21	9
8	3 月未滿	25	25	21	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	22	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	23	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	24	12
	12 月以上	29	29	25	13
9	3 月未滿	29	29	25	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	26	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	27	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	28	16
	12 月以上	33	33	29	17
10	3 月未滿	33	33	29	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	18
	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	19

	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	

18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	

	6 月以上 9 月未満	95	95	91	
	9 月以上 12 月未満	96	96	92	
	12 月以上	97	97	93	
26	3 月未満	97	97	93	
	3 月以上 6 月未満	98	98	93	
	6 月以上 9 月未満	99	99	93	
	9 月以上 12 月未満	100	100	93	
	12 月以上	101	101	93	
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上 12 月未満	104	104		
	12 月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上 12 月未満	108	108		
	12 月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上 12 月未満	112	112		
	12 月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上 12 月未満	116	116		
	12 月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上 12 月未満	120	120		
	12 月以上	121	121		
32	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上 12 月未満	124	124		

	12 月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	125	126		
	6 月以上 9 月未満	125	127		
	9 月以上 12 月未満	125	128		
	12 月以上	125	129		
34	3 月未満		129		
	3 月以上 6 月未満		130		
	6 月以上 9 月未満		131		
	9 月以上 12 月未満		132		
	12 月以上		133		
35	3 月未満		133		
	3 月以上 6 月未満		134		
	6 月以上 9 月未満		135		
	9 月以上 12 月未満		136		
	12 月以上		137		
36	3 月未満		137		
	3 月以上 6 月未満		138		
	6 月以上 9 月未満		139		
	9 月以上 12 月未満		140		
	12 月以上		141		
外 1	3 月未満		141		
	3 月以上 6 月未満		142		
	6 月以上 9 月未満		143		
	9 月以上 12 月未満		144		
	12 月以上		145		
外 2	3 月未満		145		
	3 月以上 6 月未満		146		
	6 月以上 9 月未満		147		
	9 月以上 12 月未満		148		
	12 月以上		149		
外 3	3 月未満		149		
	3 月以上 6 月未満		149		
	6 月以上 9 月未満		149		
	9 月以上 12 月未満		149		
	12 月以上		149		

へ 栄養士俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	旧級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2
	6月以上9月未満	7	7	7	3
	9月以上12月未満	8	8	8	4
	12月以上	9	9	9	5
4	3月未満	9	9	9	5
	3月以上6月未満	10	10	10	6
	6月以上9月未満	11	11	11	7
	9月以上12月未満	12	12	12	8
	12月以上	13	13	13	9
5	3月未満	13	13	13	9
	3月以上6月未満	14	14	14	10
	6月以上9月未満	15	15	15	11
	9月以上12月未満	16	16	16	12
	12月以上	17	17	17	13
6	3月未満	17	17	17	13
	3月以上6月未満	18	18	18	14
	6月以上9月未満	19	19	19	15
	9月以上12月未満	20	20	20	16
	12月以上	21	21	21	17
7	3月未満	21	21	21	17
	3月以上6月未満	22	22	22	18
	6月以上9月未満	23	23	23	19
	9月以上12月未満	24	24	24	20
	12月以上	25	25	25	21

8	3月未満	25	25	25	21
	3月以上6月未満	26	26	26	22
	6月以上9月未満	27	27	27	23
	9月以上12月未満	28	28	28	24
	12月以上	29	29	29	25
9	3月未満	29	29	29	25
	3月以上6月未満	30	30	30	26
	6月以上9月未満	31	31	31	27
	9月以上12月未満	32	32	32	28
	12月以上	33	33	33	29
10	3月未満	33	33	33	29
	3月以上6月未満	34	34	34	30
	6月以上9月未満	35	35	35	31
	9月以上12月未満	36	36	36	32
	12月以上	37	37	37	33
11	3月未満	37	37	37	33
	3月以上6月未満	38	38	38	34
	6月以上9月未満	39	39	39	35
	9月以上12月未満	40	40	40	36
	12月以上	41	41	41	37
12	3月未満	41	41	41	37
	3月以上6月未満	42	42	42	38
	6月以上9月未満	43	43	43	39
	9月以上12月未満	44	44	44	40
	12月以上	45	45	45	41
13	3月未満	45	45	45	41
	3月以上6月未満	46	46	46	42
	6月以上9月未満	47	47	47	43
	9月以上12月未満	48	48	48	44
	12月以上	49	49	49	45
14	3月未満	49	49	49	45
	3月以上6月未満	50	50	50	46
	6月以上9月未満	51	51	51	47
	9月以上12月未満	52	52	52	48
	12月以上	53	53	53	49
15	3月未満	53	53	53	49
	3月以上6月未満	54	54	54	50

	6 月以上 9 月未満	55	55	55	51
	9 月以上 12 月未満	56	56	56	52
	12 月以上	57	57	57	53
16	3 月未満	57	57	57	53
	3 月以上 6 月未満	58	58	58	54
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	55
	9 月以上 12 月未満	60	60	60	56
	12 月以上	61	61	61	57
17	3 月未満	61	61	61	57
	3 月以上 6 月未満	62	62	62	58
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59
	9 月以上 12 月未満	64	64	64	60
	12 月以上	65	65	65	61
18	3 月未満	65	65	65	61
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63
	9 月以上 12 月未満	68	68	68	64
	12 月以上	69	69	69	65
19	3 月未満	69	69	69	65
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67
	9 月以上 12 月未満	72	72	72	68
	12 月以上	73	73	73	69
20	3 月未満	73	73	73	69
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71
	9 月以上 12 月未満	76	76	76	72
	12 月以上	77	77	77	73
21	3 月未満	77	77	77	73
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75
	9 月以上 12 月未満	80	80	80	76
	12 月以上	81	81	81	77
22	3 月未満	81	81	81	77
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79
	9 月以上 12 月未満	84	84	84	80

	12 月以上	85	85	85	81
23	3 月未滿	85	85	85	81
	3 月以上 6 月未滿	85	86	86	82
	6 月以上 9 月未滿	85	87	87	83
	9 月以上 12 月未滿	85	88	88	84
	12 月以上	85	89	89	85
24	3 月未滿		89	89	85
	3 月以上 6 月未滿		90	90	86
	6 月以上 9 月未滿		91	91	87
	9 月以上 12 月未滿		92	92	88
	12 月以上		93	93	89
25	3 月未滿		93	93	89
	3 月以上 6 月未滿		94	94	90
	6 月以上 9 月未滿		95	95	91
	9 月以上 12 月未滿		96	96	92
	12 月以上		97	97	93
26	3 月未滿		97	97	93
	3 月以上 6 月未滿		98	98	94
	6 月以上 9 月未滿		99	99	95
	9 月以上 12 月未滿		100	100	96
	12 月以上		101	101	97
27	3 月未滿		101	101	97
	3 月以上 6 月未滿		102	102	98
	6 月以上 9 月未滿		103	103	99
	9 月以上 12 月未滿		104	104	100
	12 月以上		105	105	101
28	3 月未滿		105	105	
	3 月以上 6 月未滿		105	106	
	6 月以上 9 月未滿		105	107	
	9 月以上 12 月未滿		105	108	
	12 月以上		105	109	
29	3 月未滿			109	
	3 月以上 6 月未滿			110	
	6 月以上 9 月未滿			111	
	9 月以上 12 月未滿			112	
	12 月以上			113	
30	3 月未滿			113	

	3月以上6月未満			113	
	6月以上9月未満			113	
	9月以上12月未満			113	
	12月以上			113	

ト 看護師俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級		
		1級	2級	3級
1	3月未満			1
	3月以上6月未満			1
	6月以上9月未満			1
	9月以上12月未満			1
	12月以上			1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2
	6月以上9月未満	3	3	3
	9月以上12月未満	4	4	4
	12月以上	5	5	5
3	3月未満	5	5	5
	3月以上6月未満	6	6	6
	6月以上9月未満	7	7	7
	9月以上12月未満	8	8	8
	12月以上	9	9	9
4	3月未満	9	9	9
	3月以上6月未満	10	10	10
	6月以上9月未満	11	11	11
	9月以上12月未満	12	12	12
	12月以上	13	13	13
5	3月未満	13	13	13
	3月以上6月未満	14	14	14
	6月以上9月未満	15	15	15
	9月以上12月未満	16	16	16
	12月以上	17	17	17
6	3月未満	17	17	17
	3月以上6月未満	18	18	18
	6月以上9月未満	19	19	19
	9月以上12月未満	20	20	20
	12月以上	21	21	21

7	3月未満	21	21	21
	3月以上6月未満	22	22	22
	6月以上9月未満	23	23	23
	9月以上12月未満	24	24	24
	12月以上	25	25	25
8	3月未満	25	25	25
	3月以上6月未満	26	26	26
	6月以上9月未満	27	27	27
	9月以上12月未満	28	28	28
	12月以上	29	29	29
9	3月未満	29	29	29
	3月以上6月未満	30	30	30
	6月以上9月未満	31	31	31
	9月以上12月未満	32	32	32
	12月以上	33	33	33
10	3月未満	33	33	33
	3月以上6月未満	34	34	34
	6月以上9月未満	35	35	35
	9月以上12月未満	36	36	36
	12月以上	37	37	37
11	3月未満	37	37	37
	3月以上6月未満	38	38	38
	6月以上9月未満	39	39	39
	9月以上12月未満	40	40	40
	12月以上	41	41	41
12	3月未満	41	41	41
	3月以上6月未満	42	42	42
	6月以上9月未満	43	43	43
	9月以上12月未満	44	44	44
	12月以上	45	45	45
13	3月未満	45	45	45
	3月以上6月未満	46	46	46
	6月以上9月未満	47	47	47
	9月以上12月未満	48	48	48
	12月以上	49	49	49
14	3月未満	49	49	49
	3月以上6月未満	50	50	50

	6 月以上 9 月未満	51	51	51
	9 月以上 12 月未満	52	52	52
	12 月以上	53	53	53
15	3 月未満	53	53	53
	3 月以上 6 月未満	54	54	54
	6 月以上 9 月未満	55	55	55
	9 月以上 12 月未満	56	56	56
	12 月以上	57	57	57
16	3 月未満	57	57	57
	3 月以上 6 月未満	58	58	58
	6 月以上 9 月未満	59	59	59
	9 月以上 12 月未満	60	60	60
	12 月以上	61	61	61
17	3 月未満	61	61	61
	3 月以上 6 月未満	62	62	62
	6 月以上 9 月未満	63	63	63
	9 月以上 12 月未満	64	64	64
	12 月以上	65	65	65
18	3 月未満	65	65	65
	3 月以上 6 月未満	66	66	66
	6 月以上 9 月未満	67	67	67
	9 月以上 12 月未満	68	68	68
	12 月以上	69	69	69
19	3 月未満	69	69	69
	3 月以上 6 月未満	70	70	70
	6 月以上 9 月未満	71	71	71
	9 月以上 12 月未満	72	72	72
	12 月以上	73	73	73
20	3 月未満	73	73	73
	3 月以上 6 月未満	74	74	74
	6 月以上 9 月未満	75	75	75
	9 月以上 12 月未満	76	76	76
	12 月以上	77	77	77
21	3 月未満	77	77	77
	3 月以上 6 月未満	78	78	78
	6 月以上 9 月未満	79	79	79
	9 月以上 12 月未満	80	80	80

	12 月以上	81	81	81
22	3 月未滿	81	81	81
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84
	12 月以上	85	85	85
23	3 月未滿	85	85	85
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87
	9 月以上 12 月未滿	88	88	88
	12 月以上	89	89	89
24	3 月未滿	89	89	89
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91
	9 月以上 12 月未滿	92	92	92
	12 月以上	93	93	93
25	3 月未滿	93	93	93
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96
	12 月以上	97	97	97
26	3 月未滿	97	97	97
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100
	12 月以上	101	101	101
27	3 月未滿	101	101	101
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104
	12 月以上	105	105	105
28	3 月未滿	105	105	105
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108
	12 月以上	109	109	109
29	3 月未滿	109	109	109

	3 月以上 6 月未滿	110	110	110
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112
	12 月以上	113	113	113
30	3 月未滿	113	113	113
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116
	12 月以上	117	117	117
31	3 月未滿	117	117	117
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120
	12 月以上	121	121	121
32	3 月未滿	121	121	
	3 月以上 6 月未滿	122	122	
	6 月以上 9 月未滿	123	123	
	9 月以上 12 月未滿	124	124	
	12 月以上	125	125	
33	3 月未滿	125	125	
	3 月以上 6 月未滿	126	126	
	6 月以上 9 月未滿	127	127	
	9 月以上 12 月未滿	128	128	
	12 月以上	129	129	
34	3 月未滿	129	129	
	3 月以上 6 月未滿	130	130	
	6 月以上 9 月未滿	131	131	
	9 月以上 12 月未滿	132	132	
	12 月以上	133	133	
35	3 月未滿	133	133	
	3 月以上 6 月未滿	134	134	
	6 月以上 9 月未滿	135	135	
	9 月以上 12 月未滿	136	136	
	12 月以上	137	137	
36	3 月未滿	137	137	
	3 月以上 6 月未滿	138	138	
	6 月以上 9 月未滿	139	139	

	9月以上12月未満	140	140	
	12月以上	141	141	
37	3月未満	141	141	
	3月以上6月未満	142	142	
	6月以上9月未満	143	143	
	9月以上12月未満	144	144	
	12月以上	145	145	
38	3月未満	145	145	
	3月以上6月未満	146	146	
	6月以上9月未満	147	147	
	9月以上12月未満	148	148	
	12月以上	149	149	
39	3月未満	149		
	3月以上6月未満	150		
	6月以上9月未満	151		
	9月以上12月未満	152		
	12月以上	153		
40	3月未満	153		
	3月以上6月未満	154		
	6月以上9月未満	155		
	9月以上12月未満	156		
	12月以上	157		
41	3月未満	157		
	3月以上6月未満	158		
	6月以上9月未満	159		
	9月以上12月未満	160		
	12月以上	161		

別表第3 旧級がこれに対応する別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である教職員の号俸の切替表

イ 旧級が一般職俸給表の11級である教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	新級	
		9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1

2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1

	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

ロ 旧級が大学教員俸給表の5級である教職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	
		5級	6級
1	3月未満	1	1

	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
2	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
3	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
4	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
5	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	1	1
	6 月以上 9 月未滿	1	1
	9 月以上 12 月未滿	1	1
	12 月以上	1	1
6	3 月未滿	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	1
	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 12 月未滿	4	1
	12 月以上	5	1
7	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 12 月未滿	8	1
	12 月以上	9	1
8	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	10	1
	6 月以上 9 月未滿	11	1

	9 月以上 12 月未満	12	1
	12 月以上	13	1
9	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上 12 月未満	16	1
	12 月以上	17	1
10	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上 12 月未満	20	1
	12 月以上	21	1
11	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	1
	6 月以上 9 月未満	23	1
	9 月以上 12 月未満	24	1
	12 月以上	25	1
12	3 月未満	25	1
	3 月以上 6 月未満	26	1
	6 月以上 9 月未満	27	1
	9 月以上 12 月未満	28	1
	12 月以上	29	1
13	3 月未満	29	1
	3 月以上 6 月未満	30	1
	6 月以上 9 月未満	31	1
	9 月以上 12 月未満	32	1
	12 月以上	33	1
14	3 月未満	33	1
	3 月以上 6 月未満	34	1
	6 月以上 9 月未満	35	1
	9 月以上 12 月未満	36	1
	12 月以上	37	1
15	3 月未満	37	1
	3 月以上 6 月未満	38	1
	6 月以上 9 月未満	39	1
	9 月以上 12 月未満	40	1
	12 月以上	41	1

16	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5
21	3月未満	61	5
	3月以上6月未満	62	6
	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11

	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附 則(平成18年7月27日規則第92号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日規則第104号)

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日規則第54号)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第2条 国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則(平成16年規則第110号。以下「教職員給与規則」という。)第73条の規定により管理職手当を受ける職を占める者のうち、この規則による改正後の管理職手当が経過措置基準額に達しないこととなる者には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける教職員(以下「同一俸給表適用教職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、相当区分等教職員(同日に管理職手当を受けていた職に係る教職員給与規則第73条の表の区分欄に掲げる区分(以下「旧区分」という。)に相当する改正後の管理職手当を受ける職を占める教職員をいう。第3号において同じ。) 同日にその者が受けていた管理職手当
- (2) 同一俸給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教職員以外のもののうち、下位区分等相当教職員(旧区分より低い区分に相当する改正後の管理職手当を受ける職を占める教職員をいう。第4号において同じ。) 同日に当該旧区分より低い区分に相当する改正後の教職員給与規則第73条の表の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当

- (3) 同一俸給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分等教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当
- (4) 同一俸給表適用教職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分等相当教職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する改正後の教職員給与規則第 73 条の表の区分欄に掲げる区分を適用したならばその者が受けることとなる管理職手当
- (5) 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした教職員(施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当
- (6) 前各号に掲げる教職員のほか、施行日以後に教職員給与規則第 28 条第 4 項に規定する給与法適用職員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員その他特別の事情があると認められる教職員のうち、部内の他の教職員との均衡を考慮して前各号に掲げる教職員に準ずるものとして学長が定める教職員 前各号の規定に準じて学長が定める額

第 3 条 国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成 18 年規則第 46 号)附則第 10 条の表第 28 条第 1 項の項中「100 分の 11(学長が定める間に限る。)」の適用については、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 72 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 11 月 29 日規則第 129 号)

この規則は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 28 日規則第 12 号)

第 1 条 この規則は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則施行の際現に育児休業をしている教職員が職務に復帰した場合における改正後の規則第 87 条第 1 項表中の育児休業をした期間の換算する率の適用については、施行日前の期間については、2 分の 1 とする。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日規則第 54 号)

第 1 条 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 中・小学校教員俸給表の適用を受ける教職員で、平成 20 年 4 月 1 日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が受けていた職務の級(以下「旧級」という。)が

附則別表第1に掲げられている職務の級であった場合、教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

第3条 切替日の前日において教職員給与規則別表第5の俸給表の適用を受けていた教職員で、附則別表第1に掲げられた者の切替日における号俸は、切替日前日においてその者が受けていた号俸と同一の号俸とする。

附則別表第1

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
中・小学校教員俸給表	3級	4級
	4級	5級

附 則(平成21年3月27日規則第34号)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この規則の施行日(以下「施行日」という。)の前日において、改正前の第77条第4項及び第5項にかかる外国出張等により大学院手当の支給を停止されている者については、施行日に当該外国出張等が開始されたものとみなして、改正後の規則を適用する。

附 則(平成21年5月29日規則第66号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年11月30日規則第91号)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 第74条第2項表二に定める教職員の平成21年12月の期末手当の支給割合は、第74条表三の規定にかかわらず、100分の125とする。
- 3 第74条第2項表二に定める教職員の平成21年12月の勤勉手当の総額は、第75条第3項第1号の規定にかかわらず、同表に定める教職員の期末手当基礎額に100分の95を乗じて得た額とする。

附 則(平成22年3月26日規則第50号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月17日規則第70号)

- 1 この規則は、平成22年6月30日から施行する。

- 2 この規則の施行日の前日までに承認された育児休業の期間は、育児休業規則に定める申出に基づき取得したとみなす。

附 則(平成 22 年 11 月 24 日規則第 86 号)

改正 平成 27 年 3 月 23 日規則第 23 号 平成 28 年 11 月 30 日規則第 78 号
平成 29 年 11 月 24 日規則第 99 号

第 1 条 この規則は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 67 条の改正規定及び附則第 3 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

第 2 条 平成 30 年 3 月 31 日までの間、教職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員(再雇用教職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した教職員に対する本項の規定については、上記「当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」と読み替えて適用するものとする。

- (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第 88 条第 1 項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(当該特定職員の俸給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下同じ。)に達しない場合(以下「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下「俸給月額減額基礎額」という。))
- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第 74 条第 2 項の表一に定める教職員にあっては、当該合計額と同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあっては当該加算率に 100 分の 5 を加算する。))を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあっては、その

額に俸給月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される同項の表三に定める支給月ごとの支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表四に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(同条第2項の表一に定める教職員にあつては、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあつては当該加算率に100分の5を加算する。))を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあつては、その額に俸給月額減額基礎額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される同項の表三に定める支給月ごとの支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、同項の表四に定める割合を乗じて得た額)

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第74条第2項の表一に定める教職員にあつては、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあつては当該加算率に100分の5を加算する。))を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあつては、その額に俸給月額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下「勤勉手当減額対象額」という。)に、第75条第2項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第74条第2項の表一に定める教職員にあつては、当該合計額に同表の職務の級に対応する加算率(学長により衛生管理者又は産業医に任命された教職員のうち、同表に定める教職員にあつては当該加算率に100分の5を加算する。))を乗じて得た額(同項の表二に定める教職員にあつては、その額に俸給月額減額基礎額に同表の職務の級及び管理職手当の区分に対応する割増率を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。以下「勤勉手当減額基礎額」という。)に、第75条第2項に規定する学長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 第82条各項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 第 82 条第 1 項 前各号に定める額(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の定めるところに従い、休業(補償)給付又は傷病(補償)年金がある場合には、前各号に定める額に給与の額からその補償の額を控除した残額を当該給与の額で除した割合を乗じて得た額)
- ロ 第 82 条第 2 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ハ 第 82 条第 3 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ニ 第 82 条第 4 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第 82 条第 5 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ヘ 第 82 条第 6 項 学長が別に定める額

俸給表	職務の級
一般職俸給表	6 級
大学教員俸給表	5 級
特別支援学校教員俸給表	5 級
中・小学校教員俸給表	5 級

- 2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関して、この規則に定めのないときは、一般職の国家公務員の例に準ずるものとする。
- 3 附則第 2 条第 1 項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第 67 条、第 81 条、第 84 条及び第 86 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 9 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間に年間所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 日当たりの勤務時間に年間所定勤務日数を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 4 附則第 2 条第 1 項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての管理職手当の月額は、第 73 条第 2 項の規定にかかわらず、同項各表に掲げる額(育児短時間勤務教職員にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に 100 分の 98.5 を乗じて得た額とする。
- 5 附則第 2 条第 1 項の規定が適用される間、第 75 条第 3 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員で附則第 2 条第 1 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に 100 分

の1.65を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の110を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

- 6 附則第2条第1項の規定が適用される間、第75条第3項第2号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる教職員で附則第2条第1項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.35を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

第3条 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況等を考慮して学長が別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成24年1月19日規則第6号)

この規則は、平成24年1月19日から施行する。

附 則(平成24年3月21日規則第82号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き結核性疾患による第88条第1項に規定する病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の同条第4項及び第5項の規定の適用については、同条第4項中「一の負傷又は疾病」とあるのは「平成24年4月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」と、同条第5項中「他の負傷又は疾病」とあるのは「平成24年4月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

附 則(平成24年5月28日規則第110号)

改正 平成25年3月28日規則第29号

第1条 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

第2条 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第18条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成24年6月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(平成24年4月1日に

において30歳に満たない教職員のうち、当該教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして学長が認める教職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

- 2 平成25年4月1日において31歳以上39歳未満の教職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年6月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 平成26年4月1日において45歳未満の教職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年6月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして学長が認める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成25年3月28日規則第29号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月25日規則第73号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日規則第45号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年11月21日規則第84号)

- 1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日までの間における第18条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則(平成27年3月23日規則第23号)

改正 平成27年11月25日規則第73号 平成30年3月19日規則第26号

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずると学長が別に定める教職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、学長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(学長が別に定

める教職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年11月24日規則第86号附則第2条第1項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員(再雇用教職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員(前項に規定する教職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 5 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、学長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 6 前3項の規定による俸給を支給される教職員に関する第69条第1項の規定の適用については、「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成27年規則第23号)附則第3項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 7 切替日から令和5年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項中「100分の16」とあるのは「100分の14」とする。

附 則(平成27年11月25日規則第73号)

この規則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第27号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第57条については平成27年12月1日から適用する。
- 2 特別支援学校教員俸給表の適用を受ける教職員で、平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が受けていた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった場合、教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 3 切替日の前日において教職員給与規則別表第4の俸給表の適用を受けていた教職員で、附則別表第1に掲げられた者の切替日における号俸は、切替日前日においてその者が受けていた号俸と同一の号俸とする。

附則別表第1

職務の級の切替表

俸給表	旧級	新級
特別支援学校教員俸給表	3級	4級
	4級	5級

附 則(平成28年11月30日規則第78号)

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則(平成29年3月22日規則第57号)

(施行期日等)

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第87条については平成29年1月1日から適用する。

2 改正後の第87条の規定は、平成29年1月1日以降の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第22条第1項ただし書及び第26条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、第23条第1項、第24条第1項及び第26条の規定の適用については、第23条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級のもの(以下「一般職8級教職員等」という。))にあつては、3,500円)、前条第2項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、第24条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。))」と、同項第1号中「場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる

配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第22条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第22条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。）」と、第26条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第24条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第24条第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で同条第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で同条第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて扶養親族たる子で同項の規

定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第22条第1項ただし書及び第26条第2項第3号から第6号までの規定は適用せず、第23条第1項、第24条第1項及び第26条の規定の適用については、第23条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一般職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び大学教員俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級のもの(以下「一般職8級教職員等」という。))にあつては、3,500円)、前条第2項第2号」とあるのは、「同項第2号」と、第24条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。))」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第26条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第24条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員となった日」とあるのは「退職した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。))」とあるのは「扶養親族」とする。
- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第22条第1項ただし書並びに第26条第2項第3号及び第5号の規定は適用せず、第23条第1項、第24条第1項及び第26条の規定の適用については、第23条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))」と、「が8級」とあるのは、「が

8級以上」と、「一般職8級教職員等」とあるのは「一般職8級以上教職員等」と、「前条第2項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第24条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般職9級以上教職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、第26条第1項中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、一般職9級以上教職員から一般職9級以上教職員以外の教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で第24条第1項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員以外の教職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「第24条第1項の規定による届出に係るものがない場合」と、「退職した日、一般職9級以上教職員以外の教職員から一般職9級以上教職員となつた教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般職9級以上教職員となつた日」とあるのは「退職した日」と、同条第2項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般職9級以上教職員にあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般職8級教職員等が一般職8級教職員等及び一般職9級以上教職員」とあるのは「一般職8級以上教職員等が一般職8級以上教職員等」と、同項第6号中「一般職8級教職員等及び一般職9級以上教職員」とあるのは「一般職8級以上教職員等」と、「が一般職8級教職員等」とあるのは「が一般職8級以上教職員等」とする。

第3条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第29条中「第22条」とあるのは、「国立大学法人横浜国立大学教職員給与規則の一部を改正する規則(平成29年規則第57号)附則第2条の規定により読み替えられた第22条」とする。

附 則(平成29年11月24日規則第99号)

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(平成30年3月19日規則第26号)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員(その属する職務の級における最高の号俸を受ける教職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において第18条第1項の規定により昇給した教職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して学長が別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が別に定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則(平成30年11月30日規則第67号)

この規則は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第74条については平成31年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日規則第30号)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(改正後の規則第18条適用における経過措置)

第2条 学長が別に定めるところにより直近の業績評価の結果を勘案することとしている教職員については、改正後の規則第18条の規定は、平成33年1月1日を基準日として行う昇給の決定から適用する。

(改正後の規則第75条適用における経過措置)

第3条 学長が別に定めるところにより直近の業績評価の結果を勘案することとしている教職員については、改正後の規則第75条の規定は、基準日が平成31年12月1日となる勤勉手当の支給から適用する。

附 則(令和元年11月20日規則第30号)

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日規則第36号)

第1条 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において改正前の第29条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(学長が別に定める教職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第30条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で学長が別に定め

る額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の第29条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員
- (2) 旧手当額から改正後の第30条第1項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則(令和2年11月25日規則第115号)

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年11月25日規則第50号)

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日規則第20号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月23日規則第54号)

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

附 則(令和4年9月29日規則第61号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年11月24日規則第106号)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日規則第27号)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における第28条第1項の規定の適用については、同項で定める支給割合から100分の2を差し引くものとする。

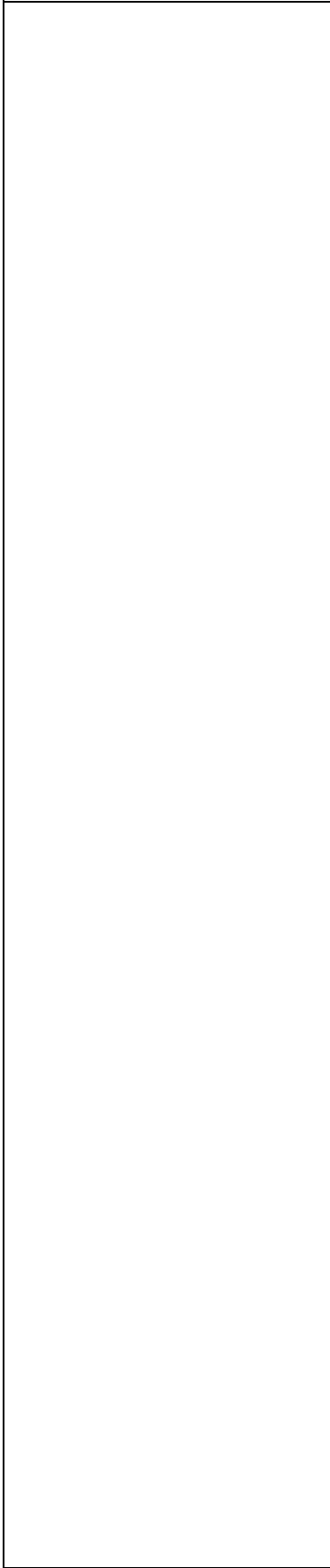
別表第1

一般職俸給表

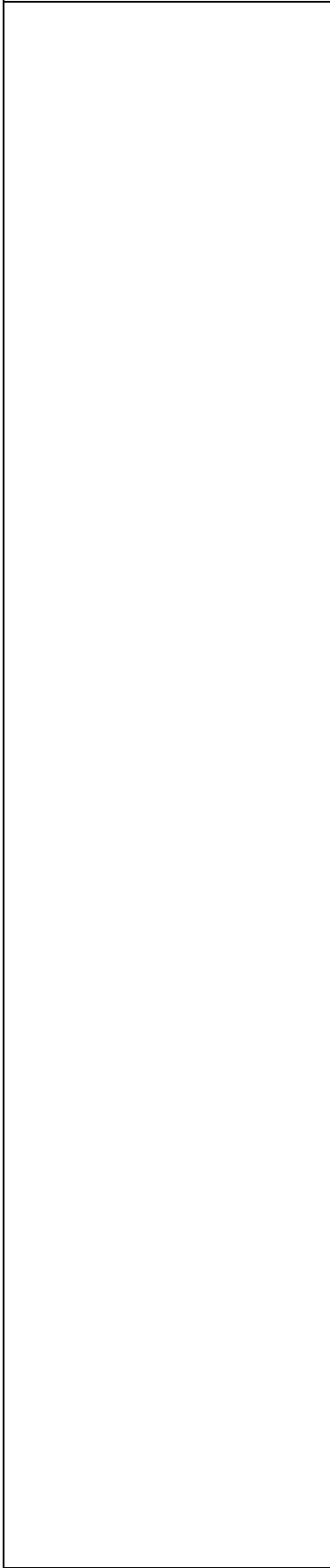
1/2

教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額

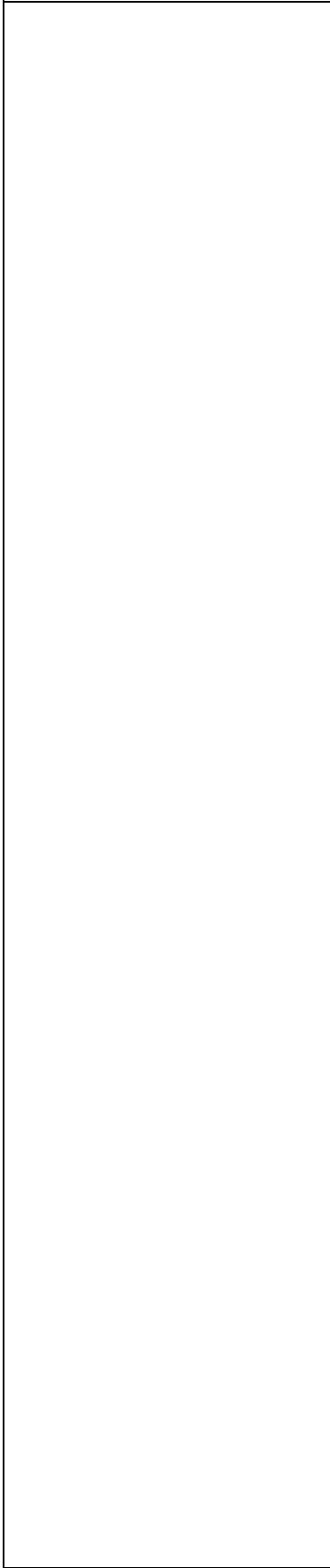
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300
再雇用教職員以外の教職員	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800



31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600



61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000

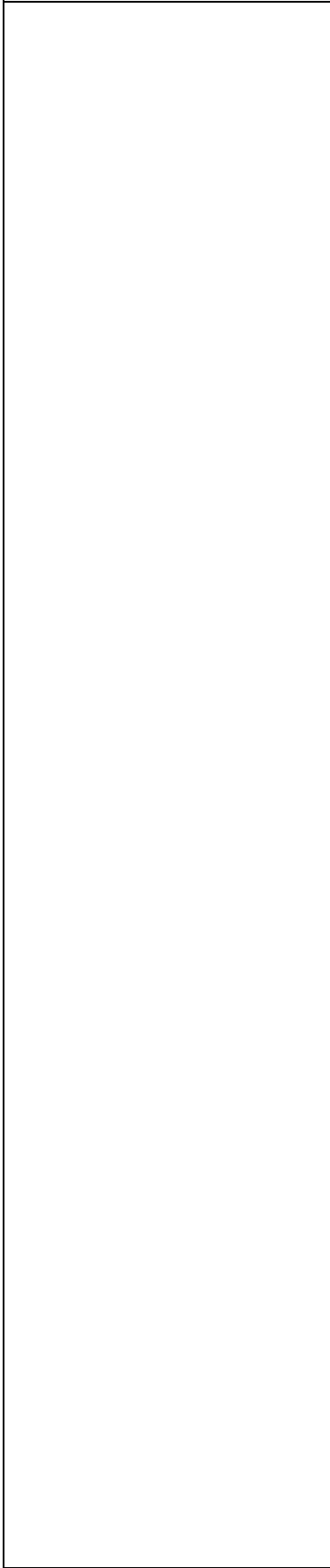


90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		
109		299,500	348,500		
110		299,900	348,900		
111		300,300	349,200		
112		300,600	349,500		
113		300,800	350,000		
114		301,000			
115		301,300			
116		301,700			
117		301,900			
118		302,100			
119		302,400			

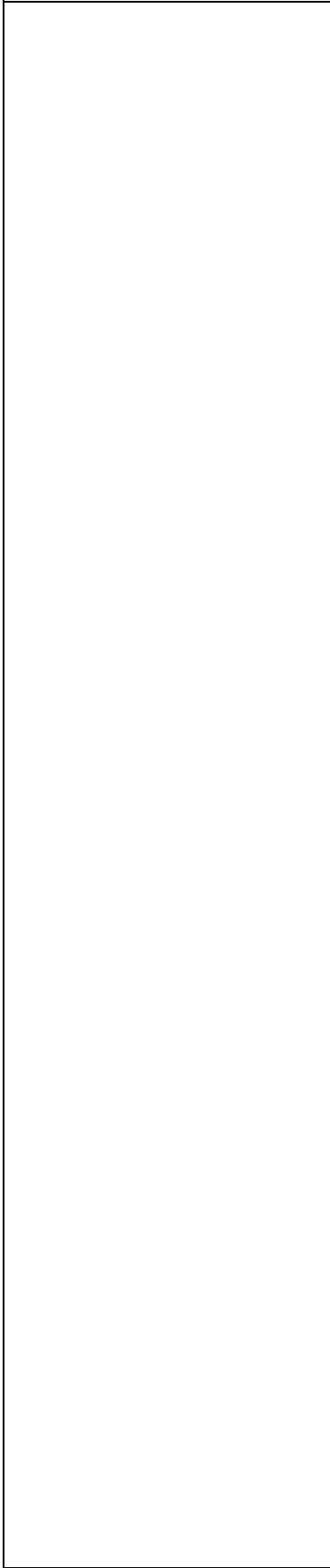
	120		302,700			
	121		303,100			
	122		303,300			
	123		303,600			
	124		303,900			
	125		304,200			
再雇用教職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

2/2

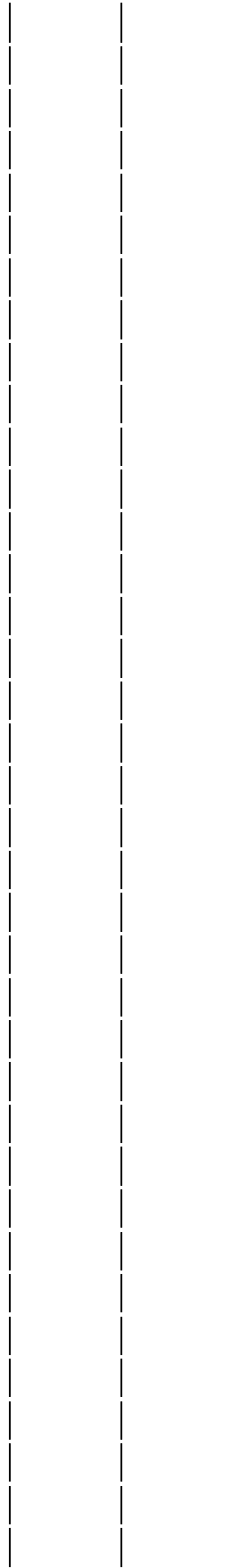
教職員の区分	職務の級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600

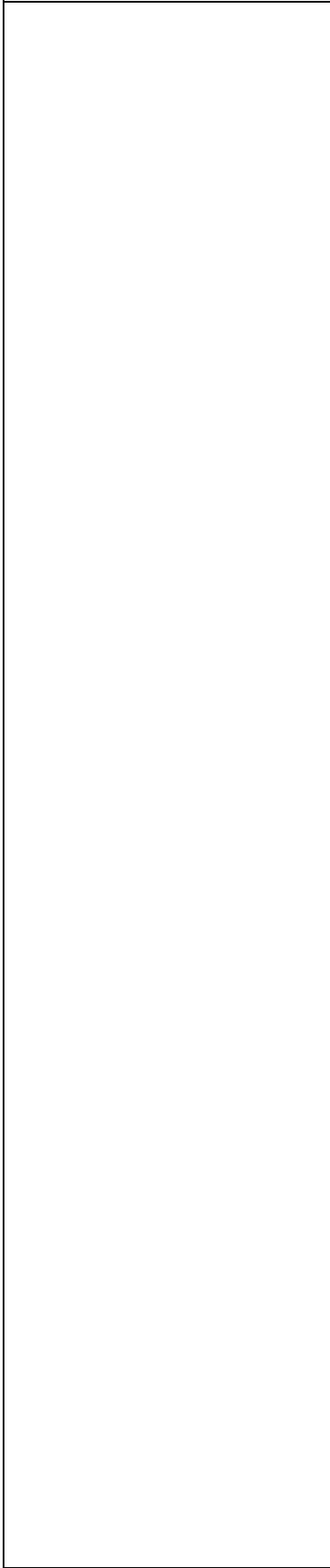


21	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	393,800	436,000	467,600		
43	395,000	436,700	468,000		
44	396,100	437,400	468,300		
45	396,800	438,200	468,600		
46	397,500	439,000			
47	398,200	439,400			
48	398,900	440,100			
49	399,500	440,600			
50	400,100	441,000			



51	400,600	441,400
52	401,000	441,800
53	401,400	442,200
54	401,700	442,600
55	402,000	443,000
56	402,300	443,300
57	402,600	443,600
58	402,900	444,000
59	403,200	444,300
60	403,500	444,600
61	403,800	444,900
62	404,100	
63	404,400	
64	404,700	
65	405,000	
66	405,300	
67	405,600	
68	405,900	
69	406,100	
70	406,400	
71	406,700	
72	407,000	
73	407,200	
74	407,500	
75	407,800	
76	408,000	
77	408,200	
78	408,500	
79	408,800	
80	409,000	





81 409,200

82 409,500

83 409,800

84 410,000

85 410,200

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

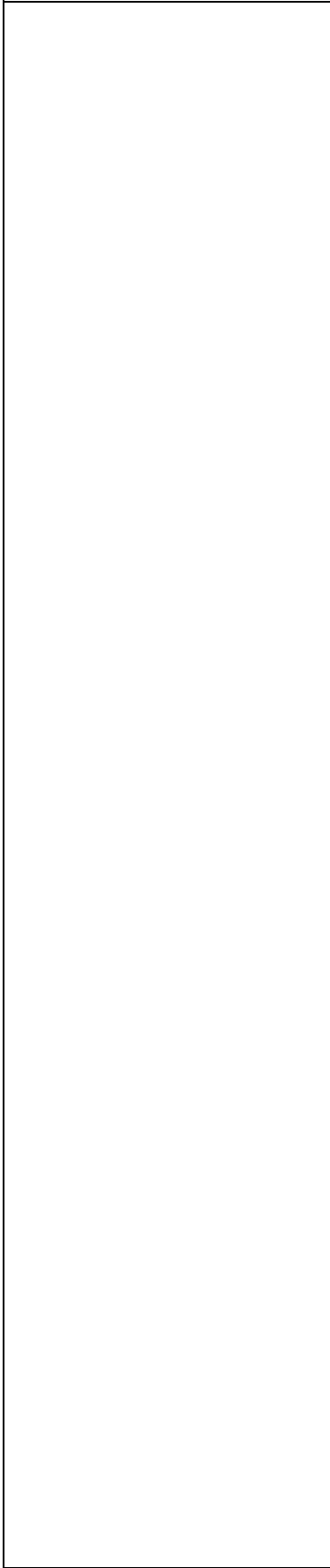
109

	110					
	111					
	112					
	113					
	114					
	115					
	116					
	117					
	118					
	119					
	120					
	121					
	122					
	123					
	124					
	125					
再雇用教職員		315, 100	356, 800	389, 900	441, 000	521, 400

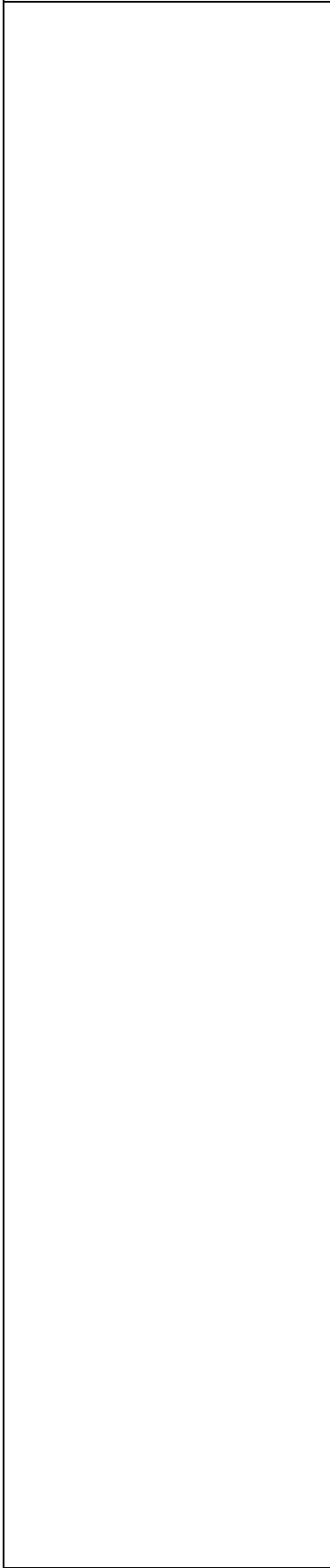
別表第2

技能職等俸給表

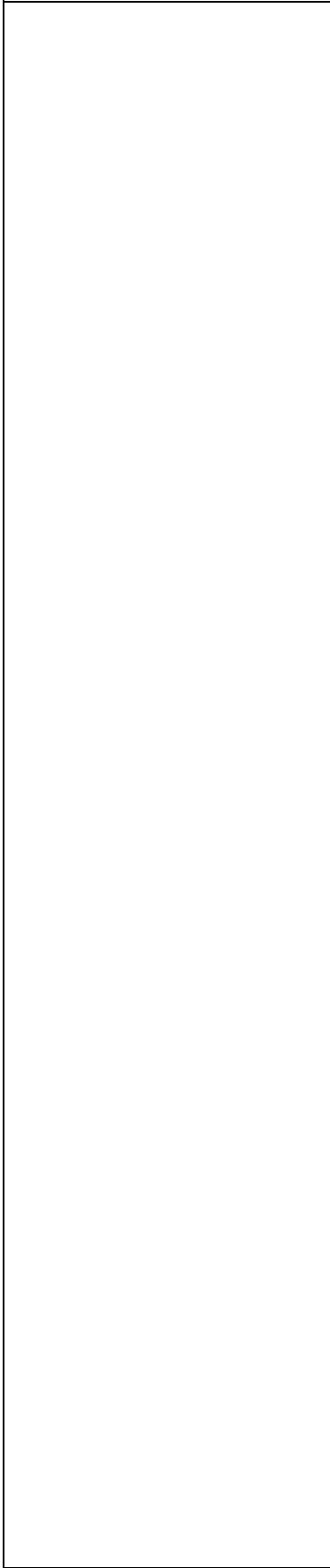
教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	136, 200	187, 400	208, 500	254, 100
	2	137, 100	188, 700	209, 700	255, 300
	3	138, 100	190, 100	211, 100	256, 300
	4	139, 000	191, 300	212, 300	257, 400
	5	140, 000	192, 300	213, 600	258, 300
	6	141, 000	193, 800	215, 000	259, 300
	7	142, 000	195, 200	216, 400	260, 400
	8	143, 000	196, 500	217, 800	261, 300
	9	143, 800	197, 900	219, 100	262, 200



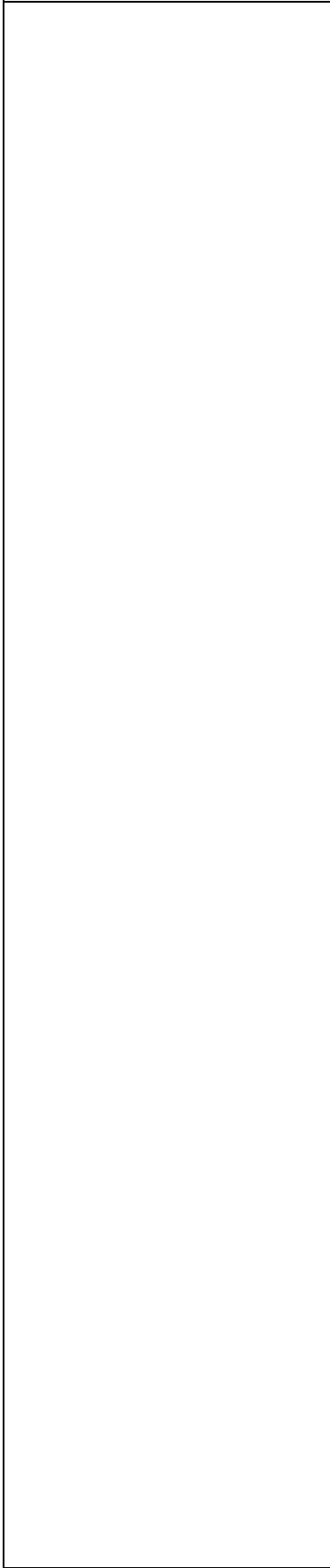
10	144,800	198,900	220,700	262,900
11	145,800	200,200	222,300	263,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700
13	147,700	202,400	224,900	265,700
14	148,700	203,500	226,400	266,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600
16	150,800	205,700	229,200	268,500
17	151,900	206,600	230,000	269,400
18	153,300	207,700	230,700	270,500
19	154,500	208,700	231,600	271,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300
21	156,800	210,600	233,200	273,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100
23	159,200	212,800	236,000	275,100
24	160,400	213,700	237,000	275,900
25	161,500	214,600	238,300	276,500
26	163,000	215,500	239,500	277,300
27	164,500	216,200	240,800	278,200
28	166,000	217,100	242,000	279,100
29	167,400	217,900	242,800	280,000
30	168,800	219,100	244,000	281,100
31	170,300	220,100	245,200	282,100
32	171,800	220,900	246,300	283,100
33	173,100	221,500	247,400	283,800
34	174,800	222,500	248,400	284,700
35	176,500	223,600	249,500	285,600
36	178,200	224,700	250,500	286,700
37	179,900	225,200	251,600	287,300
38	181,300	226,300	252,500	288,200
39	183,000	227,400	253,500	289,100



40	184,500	228,400	254,500	290,000
41	185,800	229,200	255,500	290,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500
45	191,400	233,000	259,600	294,200
46	192,700	233,900	260,600	295,100
47	194,100	234,700	261,700	296,000
48	195,500	235,400	262,600	296,900
49	196,800	236,300	263,700	297,600
50	197,900	237,300	264,700	298,200
51	199,000	238,300	265,800	298,900
52	200,200	239,300	266,500	299,700
53	201,300	240,300	267,200	300,300
54	202,400	241,300	268,000	301,100
55	203,300	242,000	269,000	301,800
56	204,400	242,700	270,000	302,500
57	205,500	243,500	270,800	303,200
58	206,400	244,400	271,800	303,900
59	207,400	245,300	272,900	304,700
60	208,400	246,000	273,900	305,400
61	209,500	246,800	274,900	306,000
62	210,400	247,600	276,000	306,700
63	211,300	248,500	276,800	307,400
64	212,200	249,200	277,900	308,100
65	212,800	250,000	278,700	308,600
66	213,600	250,600	279,500	309,100
67	214,300	251,300	280,300	309,700
68	215,000	251,800	281,100	310,300



69	215,400	252,500	281,700	310,900
70	215,800	253,100	282,500	311,300
71	216,100	253,500	283,300	311,800
72	216,400	253,900	284,000	312,300
73	216,600	254,100	284,800	312,600
74	217,000	254,500	285,500	313,100
75	217,400	255,000	286,300	313,600
76	218,000	255,500	287,100	314,000
77	218,200	255,800	287,700	314,200
78	218,700	256,200	288,200	314,500
79	219,100	256,700	288,700	314,800
80	219,500	257,200	289,100	315,100
81	220,000	257,500	289,500	315,400
82	220,300	257,800	289,900	315,700
83	220,600	258,100	290,400	316,000
84	221,000	258,400	290,900	316,300
85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000



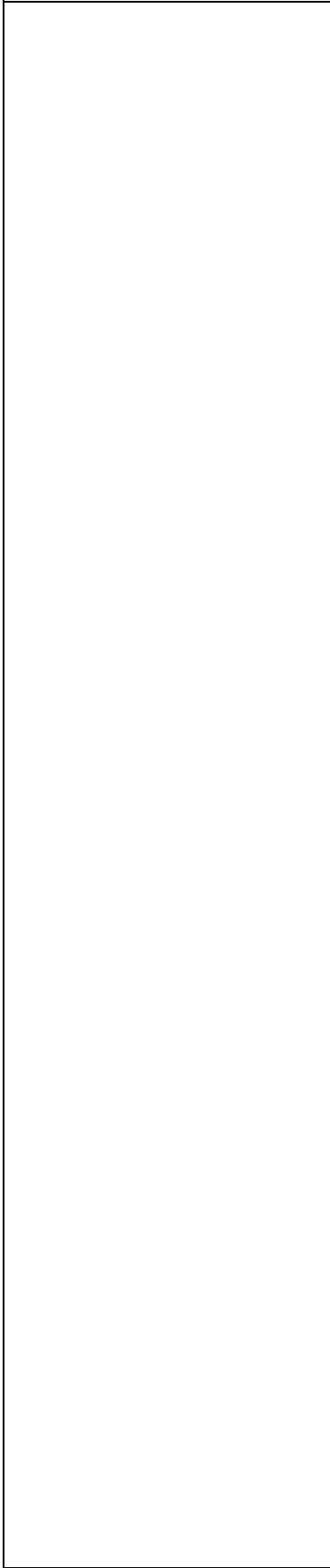
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	

	129	270,100	306,900		
	130	270,300	307,200		
	131	270,600	307,500		
	132	270,900	307,700		
	133	271,100	307,900		
	134	271,300			
	135	271,600			
	136	271,900			
	137	272,100			
再雇用教職員		193,600	204,700	223,200	244,000

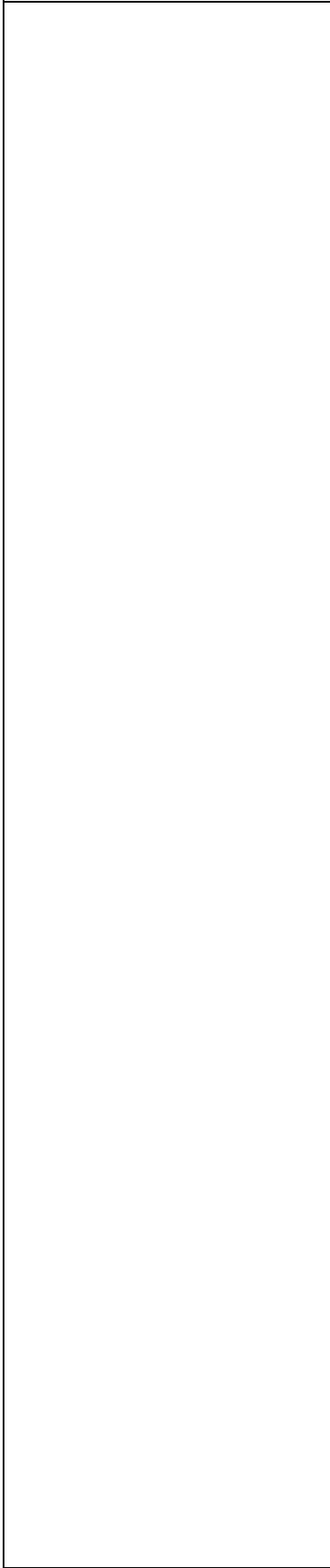
別表第3

大学教員俸給表

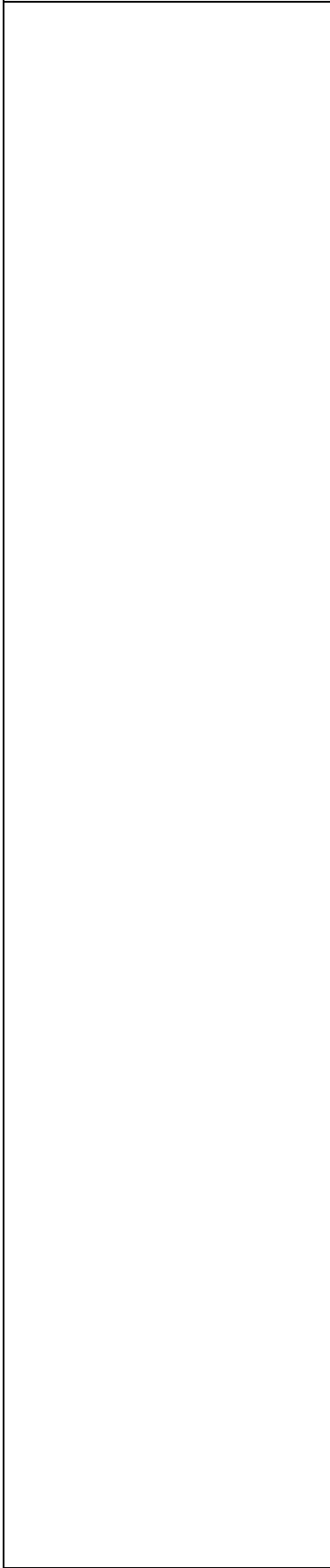
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000
	2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300
	3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700
	4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200
	5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300
	6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800
	7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000
	8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500
	9	195,500	237,600	301,600	349,800	424,200
	10	198,000	240,000	304,000	352,500	426,700
	11	200,700	242,400	306,400	355,200	429,000
	12	203,300	244,800	308,900	358,200	431,300
	13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700
	14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900
	15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100
	16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400



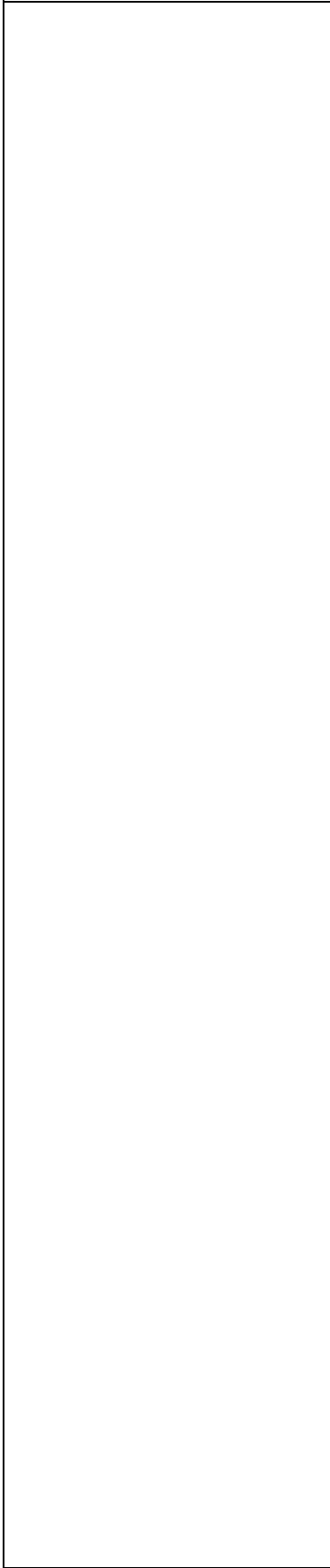
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600
21	220,400	268,300	326,300	377,600	450,700
22	222,300	271,300	328,700	379,400	453,000
23	224,200	274,200	330,900	380,900	455,400
24	226,100	277,100	333,300	382,100	457,700
25	227,900	279,700	335,300	383,500	459,700
26	230,000	282,300	337,300	385,300	461,900
27	232,100	284,800	339,400	387,100	464,000
28	234,200	287,400	341,800	389,000	466,200
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500
39	254,700	311,400	362,500	406,900	489,400
40	256,200	312,800	364,400	408,400	491,300
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800
45	263,800	316,800	373,600	415,300	500,700



46	265,300	317,800	375,400	416,900	502,500
47	266,900	318,600	376,900	418,300	504,300
48	268,200	319,600	378,700	419,900	506,200
49	269,600	320,400	380,200	421,300	507,900
50	270,100	321,300	381,800	422,600	509,600
51	270,600	322,100	383,400	423,900	511,400
52	271,300	322,900	385,100	425,200	513,300
53	271,800	324,000	386,200	425,900	514,900
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200
61	277,700	330,200	397,500	433,200	526,400
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400
63	279,600	332,300	400,400	435,100	528,400
64	280,500	333,400	401,900	436,200	529,400
65	281,300	334,100	402,900	437,100	530,000
66	282,000	335,200	404,000	438,100	530,900
67	283,000	335,900	405,000	439,100	531,800
68	283,900	337,000	406,100	440,000	532,700
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600



76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100
82	296,000	349,800	415,600	451,800	
83	296,900	350,800	415,900	452,100	
84	297,800	351,800	416,300	452,700	
85	298,300	352,400	416,600	453,100	
86	299,100	353,000	417,000	453,500	
87	299,900	353,600	417,400	453,900	
88	300,800	354,200	417,800	454,200	
89	301,400	354,800	418,100	454,500	
90	302,000	355,200	418,500	454,900	
91	302,700	355,600	418,900	455,300	
92	303,300	356,100	419,200	455,600	
93	304,000	356,600	419,500	455,900	
94	304,600	357,000	419,900	456,300	
95	305,200	357,500	420,200	456,600	
96	305,800	358,000	420,500	456,900	
97	306,500	358,600	420,800	457,200	
98	307,100	359,100	421,200	457,600	
99	307,700	359,500	421,500	457,900	
100	308,300	360,000	421,800	458,200	
101	308,700	360,400	422,100	458,500	
102	309,000	360,900	422,500		
103	309,300	361,200	422,800		
104	309,700	361,700	423,100		



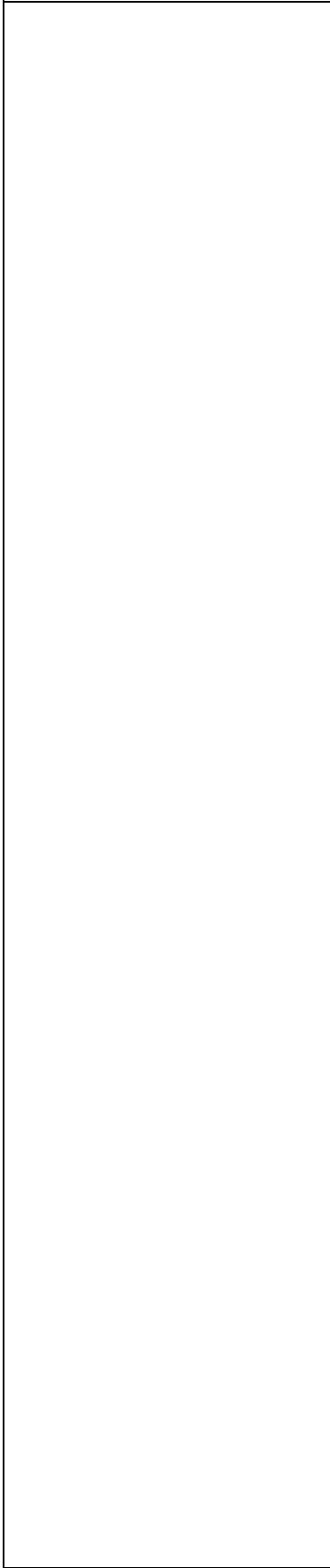
105	310,000	362,200	423,400
106	310,400	362,600	423,800
107	310,700	363,100	424,100
108	311,000	363,600	424,400
109	311,400	364,000	424,700
110	311,700	364,500	425,000
111	312,100	365,000	425,300
112	312,500	365,400	425,600
113	312,800	365,800	425,900
114	313,200	366,200	426,200
115	313,500	366,700	426,500
116	313,800	367,100	426,800
117	314,000	367,500	427,000
118	314,300	367,900	
119	314,700	368,400	
120	315,100	368,800	
121	315,300	369,100	
122	315,600	369,500	
123	316,000	370,000	
124	316,400	370,300	
125	316,600	370,700	
126	316,800	371,200	
127	317,100	371,700	
128	317,500	372,100	
129	317,700	372,500	
130	318,000	373,000	
131	318,400	373,500	
132	318,600	374,000	
133	318,800	374,500	
134	319,100	375,000	

	135	319,500	375,500			
	136	319,700	376,000			
	137	319,900	376,500			
	138	320,100	377,000			
	139	320,300	377,500			
	140	320,600	378,000			
	141	321,000	378,500			
	142	321,300				
	143	321,600				
	144	321,900				
	145	322,300				
	146	322,600				
	147	322,800				
	148	323,100				
	149	323,500				
	150	323,800				
	151	324,100				
	152	324,300				
	153	324,600				
	154	324,900				
	155	325,200				
	156	325,500				
	157	325,700				
再雇用教職員		235,600	282,800	293,800	315,700	399,700

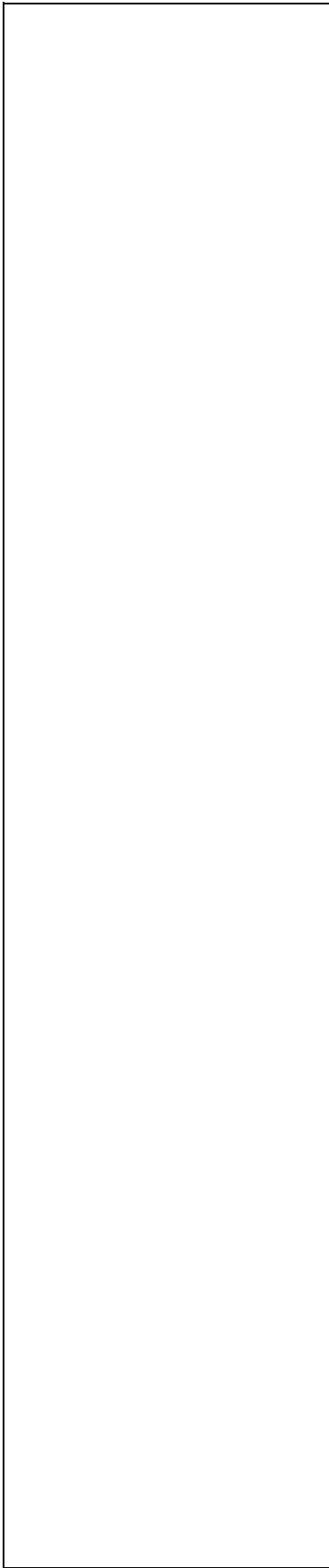
別表第4

特別支援学校教員俸給表

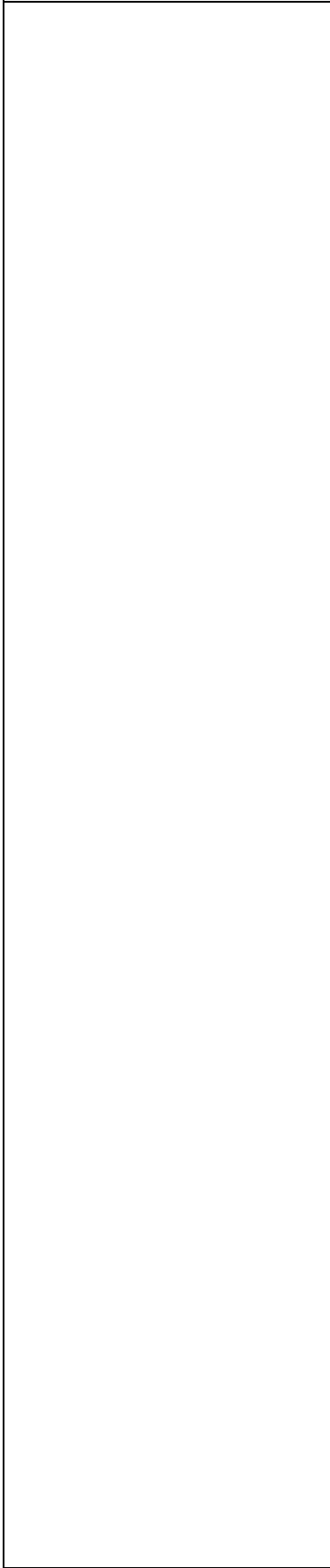
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700



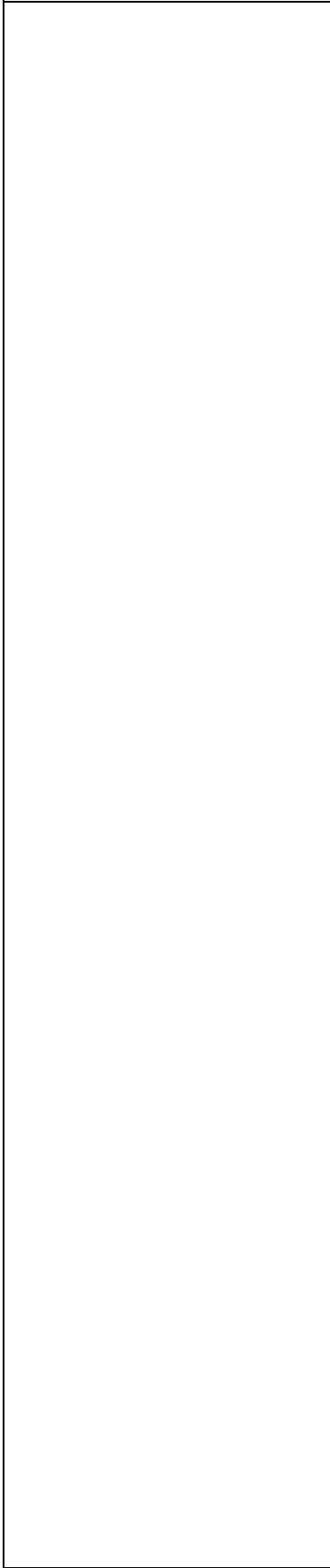
3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400



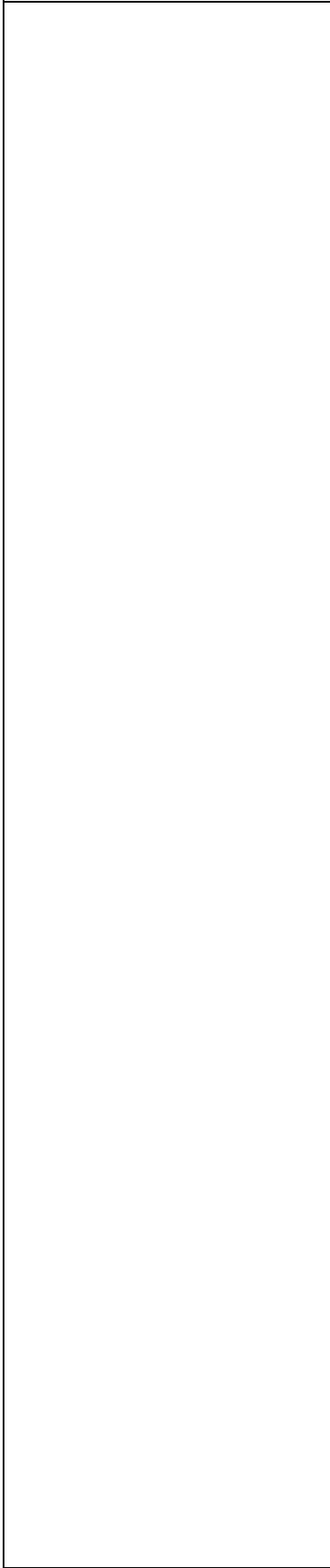
33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
38	231,500	285,500	346,200	400,300	
39	233,300	287,400	348,400	401,700	
40	235,100	289,200	350,500	403,100	
41	236,800	290,600	352,400	404,800	
42	238,500	292,700	354,500	406,200	
43	240,100	294,700	356,400	407,500	
44	241,700	296,900	358,500	409,000	
45	242,900	298,900	360,300	410,600	
46	244,200	301,300	362,300	411,900	
47	245,500	303,500	364,200	413,400	
48	246,600	306,100	366,200	415,000	
49	247,900	308,300	367,800	416,700	
50	249,300	310,700	369,600	418,100	
51	250,500	313,000	371,500	419,700	
52	251,900	315,200	373,500	421,200	
53	253,000	317,300	375,300	422,900	
54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000	
56	256,500	322,300	380,600	427,600	
57	257,800	324,200	382,100	429,100	
58	258,500	326,300	383,700	430,600	
59	259,600	328,400	385,400	431,800	
60	260,600	330,400	387,100	433,000	
61	261,700	332,500	388,300	434,200	



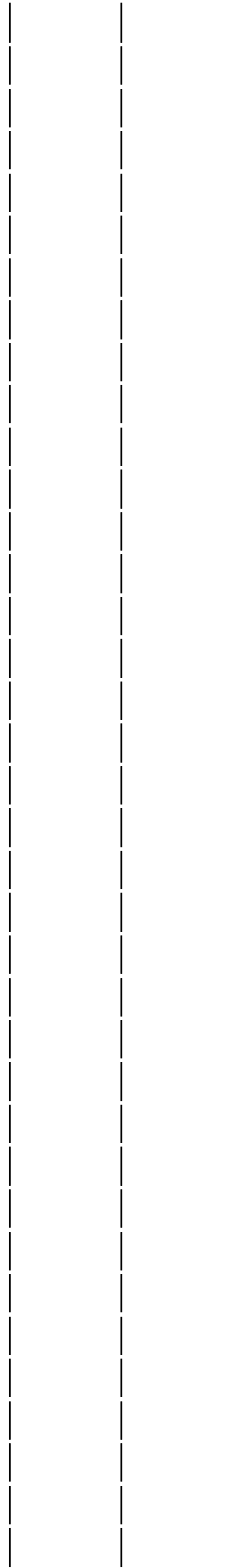
62	262,600	334,600	389,700	435,500
63	263,700	336,800	391,100	436,800
64	264,500	339,000	392,400	438,000
65	265,800	340,700	393,800	439,200
66	267,200	342,900	395,000	440,400
67	268,600	344,900	396,400	441,600
68	270,200	347,100	397,800	442,800
69	271,500	348,900	399,100	444,000
70	272,800	350,800	400,400	445,200
71	274,100	352,800	401,800	446,400
72	275,400	354,800	403,100	447,600
73	276,400	356,400	404,400	448,700
74	277,600	358,300	405,800	449,300
75	278,900	360,100	407,200	449,800
76	279,900	362,000	408,500	450,300
77	280,800	363,800	409,700	450,800
78	281,800	365,500	410,900	
79	282,800	367,200	412,200	
80	283,800	368,800	413,600	
81	284,900	370,300	414,900	
82	286,100	371,800	416,100	
83	287,300	373,300	417,100	
84	288,500	374,700	418,300	
85	289,500	375,800	419,500	
86	290,600	377,200	420,700	
87	291,600	378,600	421,900	
88	292,800	379,900	422,900	
89	293,900	381,200	424,000	
90	295,000	382,500	425,000	
91	296,200	383,700	426,000	



92	297,400	385,000	427,000
93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	



121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000
137	324,500	414,200
138	324,700	414,500
139	325,000	414,800
140	325,300	415,000
141	325,500	415,200
142	325,700	415,500
143	326,000	415,800
144	326,200	416,000
145	326,500	416,200
146	326,700	
147	327,000	
148	327,300	
149	327,500	
150	327,700	



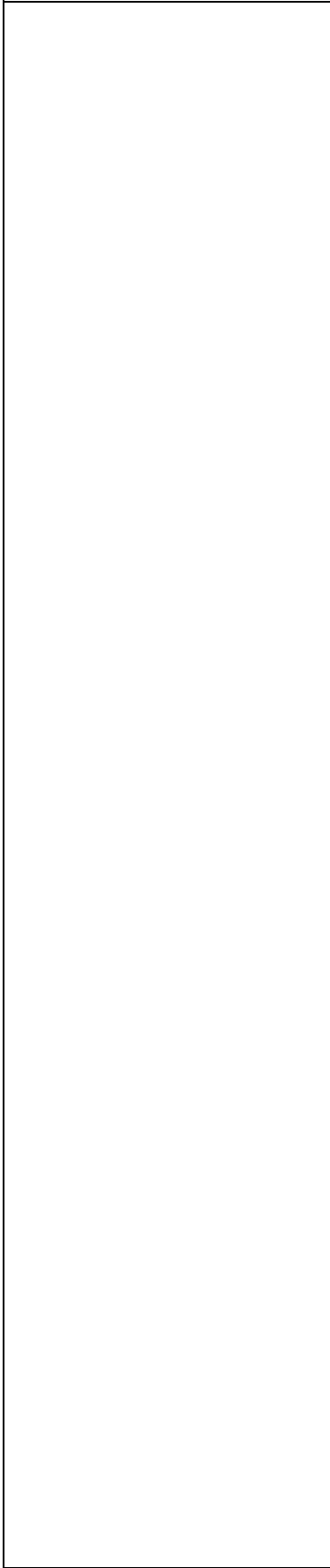
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再雇用教職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である教職員の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

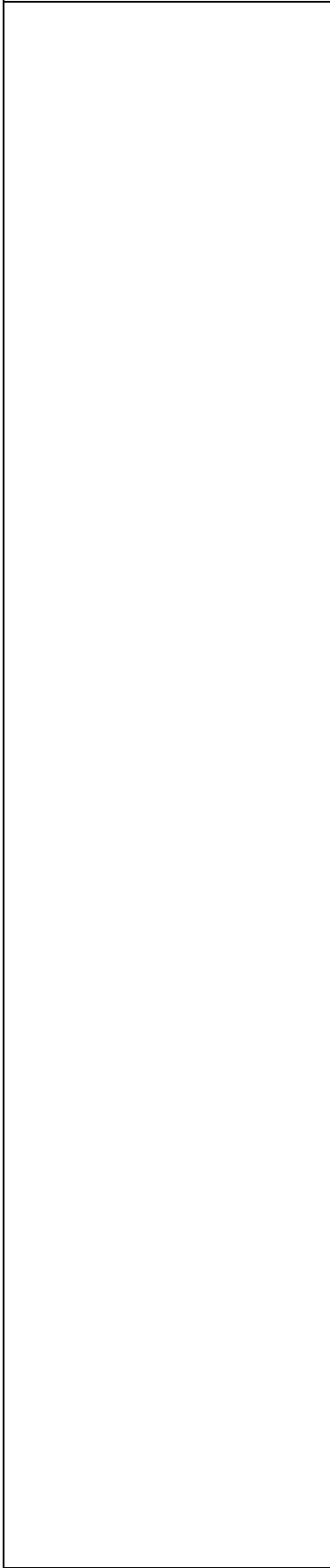
別表第5

中・小学校教員俸給表

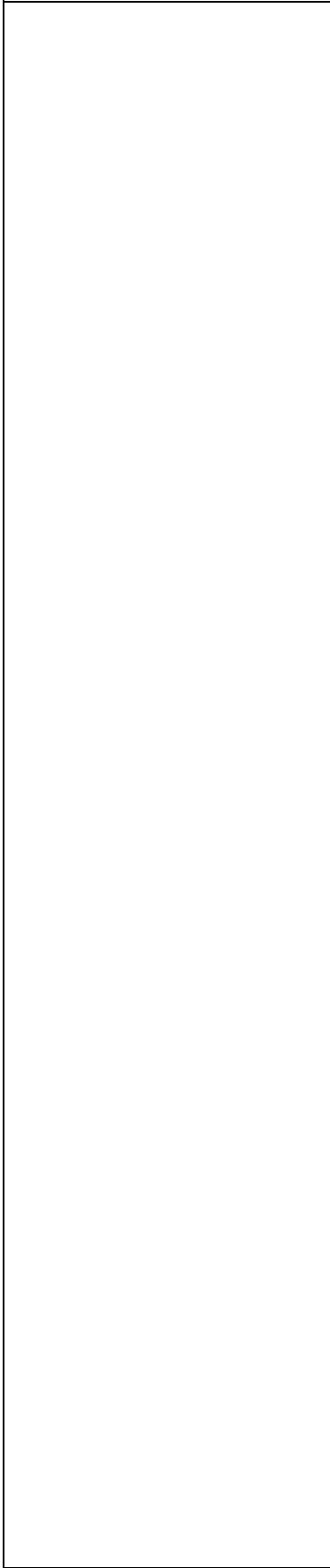
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100



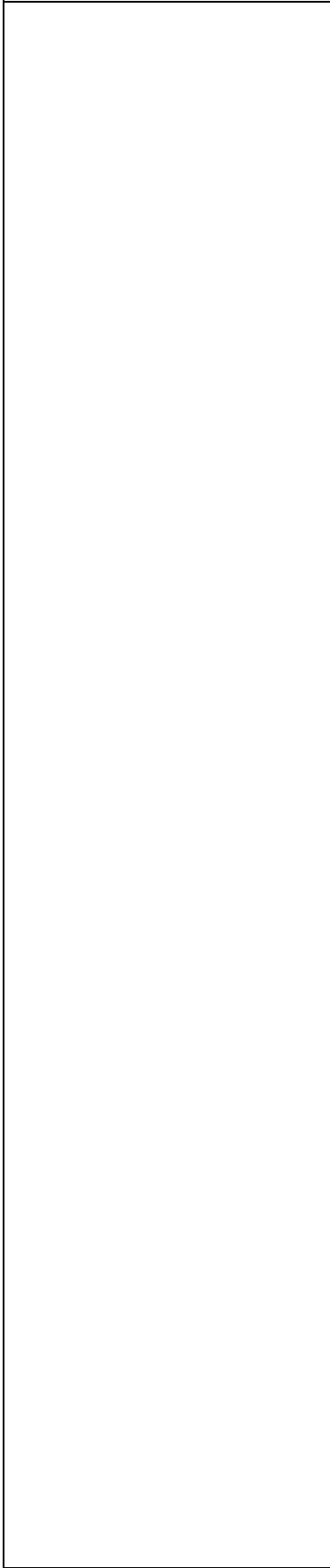
21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	345,900	370,000	
39	232,500	261,900	347,900	371,300	
40	234,200	264,100	349,800	372,900	
41	235,800	266,600	351,300	374,000	
42	237,500	268,900	353,100	375,400	
43	239,100	271,100	354,700	376,800	
44	240,700	273,200	356,400	378,300	
45	242,300	275,300	358,200	379,700	
46	243,800	277,500	359,900	381,300	
47	245,100	279,600	361,200	382,900	
48	246,400	281,500	362,800	384,400	
49	247,500	283,800	364,000	385,800	



50	248,800	285,500	365,500	387,300
51	250,200	287,400	367,100	388,800
52	251,300	289,200	368,700	390,200
53	252,400	290,600	370,100	391,400
54	253,800	292,700	371,600	392,700
55	254,800	294,700	373,100	393,800
56	255,800	296,900	374,600	394,900
57	257,000	298,900	376,100	396,300
58	258,000	301,300	377,500	397,500
59	259,100	303,500	378,900	398,700
60	260,100	306,100	380,200	400,000
61	261,300	308,300	381,100	401,200
62	262,000	310,700	382,300	402,200
63	262,900	313,000	383,500	403,600
64	263,500	315,200	384,600	404,900
65	264,500	317,300	385,500	406,100
66	265,900	319,100	386,700	407,200
67	267,000	320,700	387,700	408,400
68	268,300	322,300	388,800	409,500
69	269,800	324,200	390,000	410,500
70	271,300	326,300	391,000	411,700
71	272,600	328,400	392,100	412,900
72	274,000	330,400	393,300	414,100
73	274,800	332,500	394,300	414,700
74	275,800	334,600	395,400	415,500
75	277,000	336,800	396,500	416,200
76	278,000	339,000	397,600	416,700
77	279,200	340,700	398,500	417,000
78	280,200	342,600	399,400	417,400
79	281,400	344,300	400,400	417,800



80	282,300	346,100	401,400	418,200
81	283,500	347,900	402,200	418,500
82	284,300	349,700	403,000	418,900
83	285,300	351,100	403,700	419,300
84	286,300	352,900	404,500	419,600
85	287,200	354,100	405,200	419,900
86	288,100	355,700	406,000	420,300
87	288,800	357,200	406,700	420,700
88	289,800	358,700	407,400	421,000
89	290,800	360,000	408,000	421,300
90	291,700	361,300	408,700	421,600
91	292,600	362,700	409,200	421,900
92	293,400	364,100	409,900	422,100
93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	
95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300	
97	296,700	370,400	411,600	
98	297,500	371,400	411,900	
99	298,300	372,400	412,200	
100	299,000	373,400	412,400	
101	299,900	374,300	412,600	
102	300,400	375,300	412,900	
103	300,900	376,300	413,200	
104	301,400	377,300	413,400	
105	301,600	378,100	413,600	
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	



109	302,700	381,700	414,600
110	302,900	382,700	414,900
111	303,200	383,700	415,200
112	303,500	384,700	415,400
113	303,700	385,300	415,600
114	303,900	386,200	415,900
115	304,100	387,100	416,200
116	304,400	388,000	416,400
117	304,700	388,800	416,600
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	
137		400,100	
138		400,400	

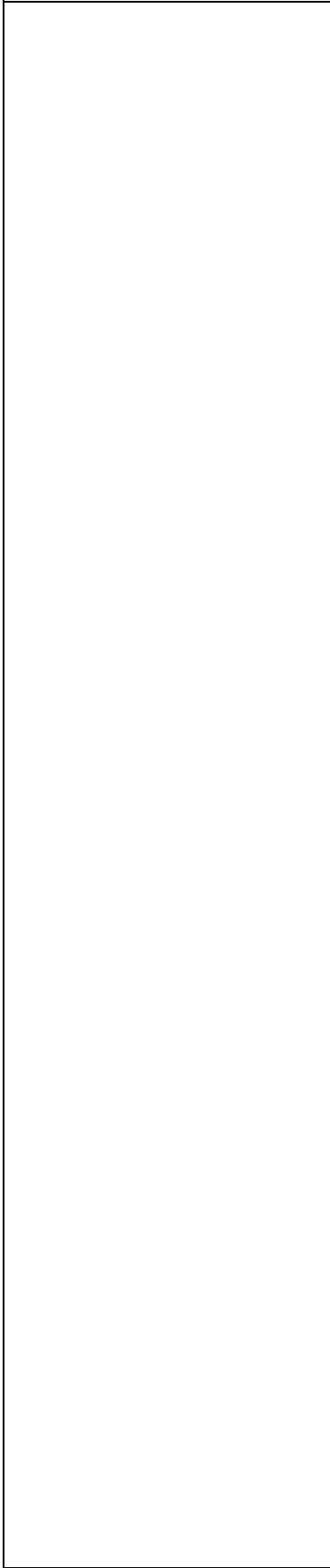
	139	400,700				
	140	401,000				
	141	401,300				
	142	401,600				
	143	401,900				
	144	402,200				
	145	402,400				
	146	402,700				
	147	403,000				
	148	403,200				
	149	403,400				
	150	403,700				
	151	404,000				
	152	404,200				
	153	404,400				
	154	404,700				
	155	405,000				
	156	405,200				
	157	405,400				
再雇用教職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が4級である教職員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

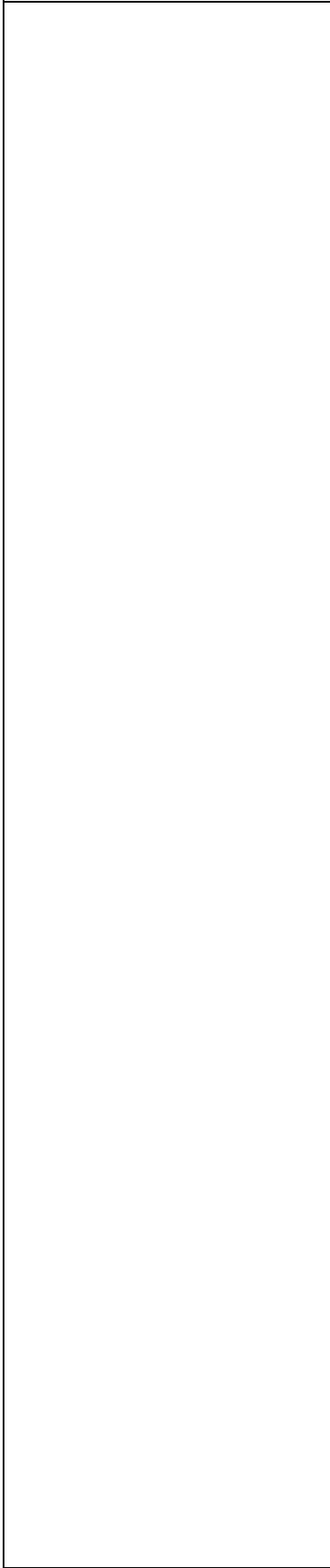
別表第6

栄養士俸給表

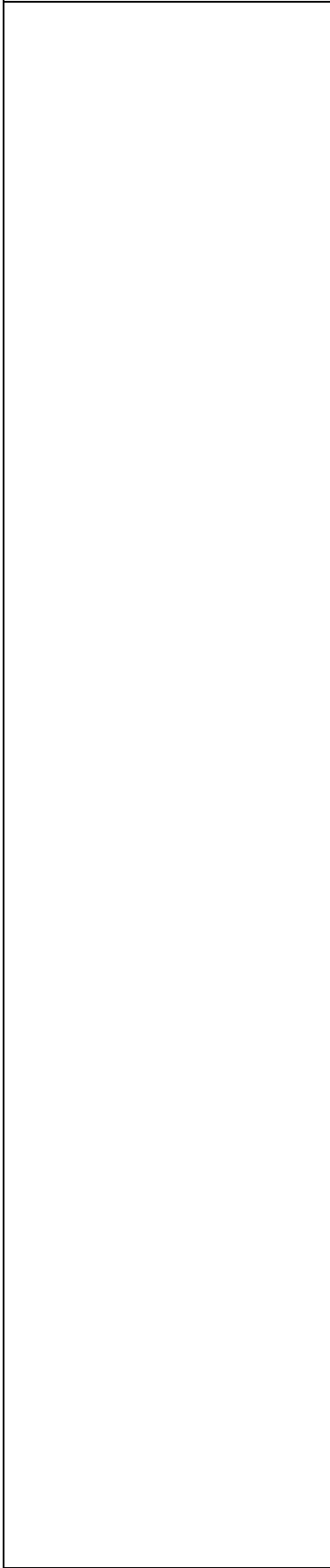
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400
	2	156,500	193,100	228,400	253,500
	3	157,900	194,700	230,000	254,700
	4	159,300	196,300	231,600	256,000



5	160,500	197,800	233,000	257,200
6	162,300	199,300	234,600	258,400
7	164,000	200,900	236,100	259,500
8	165,600	202,400	237,700	260,500
9	167,200	204,000	238,600	261,800
10	168,900	205,700	240,000	262,500
11	170,500	207,300	241,400	263,400
12	172,300	209,000	242,500	264,200
13	173,700	210,400	244,000	265,300
14	175,500	212,000	245,300	266,400
15	177,400	213,600	246,500	267,600
16	179,200	215,200	247,800	268,700
17	181,100	216,600	248,600	270,200
18	182,600	218,200	249,800	271,900
19	184,400	219,900	250,900	273,600
20	186,200	221,600	252,000	275,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000
22	189,200	224,400	254,200	278,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400
24	192,200	227,300	256,000	282,000
25	193,800	228,500	257,000	283,700
26	195,100	229,900	258,100	285,400
27	196,600	231,200	259,200	287,200
28	198,000	232,400	260,400	288,800
29	199,500	233,600	261,800	290,200
30	200,700	234,900	263,400	291,800
31	202,000	236,400	265,000	293,400
32	203,300	237,700	266,500	295,100
33	204,700	238,700	267,800	296,800



34	206,100	240,000	269,500	298,500
35	207,400	240,900	271,100	300,300
36	208,800	242,100	272,700	302,100
37	209,900	243,400	274,100	303,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100
39	212,500	245,600	277,200	306,600
40	213,800	246,700	278,600	308,200
41	214,900	247,800	279,800	309,900
42	216,100	248,700	281,200	311,600
43	217,300	249,600	282,700	313,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900
45	219,600	251,500	285,700	315,800
46	220,700	252,800	287,400	317,200
47	221,700	254,100	289,100	318,700
48	222,700	255,300	290,700	320,300
49	223,600	256,800	291,900	321,700
50	224,500	258,200	293,500	323,000
51	225,400	259,400	294,800	324,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600
54	227,400	262,900	299,200	327,600
55	228,000	264,200	300,600	328,700
56	228,800	265,300	302,100	329,700
57	229,500	266,100	303,100	330,200
58	230,200	267,300	304,300	331,100
59	230,800	268,500	305,500	331,900
60	231,400	269,600	306,900	332,800
61	232,100	270,500	308,200	333,600
62	232,700	271,600	309,400	333,900
63	233,300	272,700	310,700	334,500



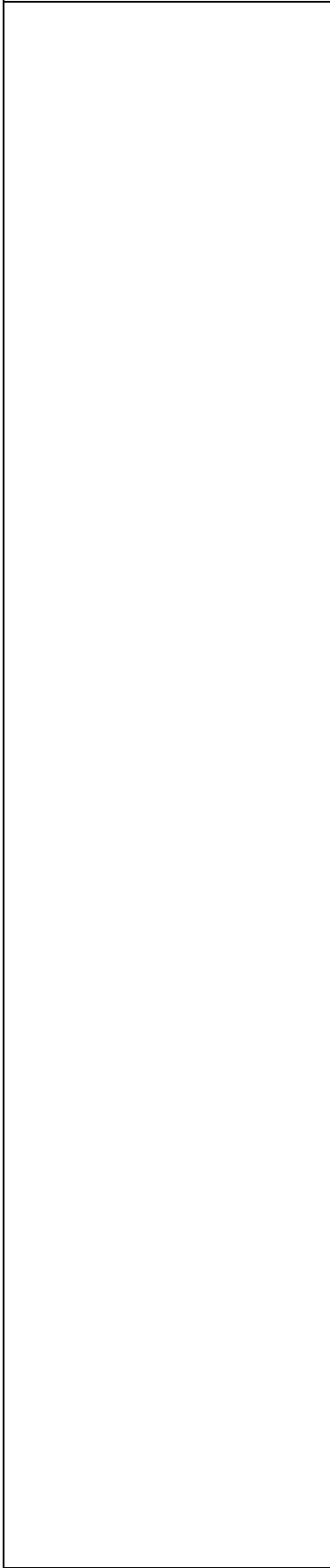
64	234,000	273,800	311,900	335,200
65	234,600	274,600	313,300	335,800
66	235,300	275,700	314,100	336,500
67	236,000	276,600	314,900	337,200
68	236,700	277,700	315,700	337,900
69	237,300	278,700	316,300	338,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700
72	239,000	281,900	318,300	340,300
73	239,600	282,500	319,000	340,600
74	240,300	283,200	319,200	341,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700
76	241,500	284,500	320,400	342,300
77	241,900	285,300	321,000	342,800
78	242,400	285,900	321,500	343,300
79	242,900	286,500	322,000	343,800
80	243,200	287,100	322,500	344,200
81	243,500	287,800	323,100	344,500
82	243,800	288,300	323,600	344,800
83	244,100	288,700	324,000	345,200
84	244,400	289,100	324,500	345,500
85	244,700	289,300	325,000	346,000
86		289,500	325,400	346,300
87		289,700	325,600	346,600
88		289,900	326,000	346,900
89		290,300	326,400	347,300
90		290,500	326,800	347,600
91		290,700	327,200	348,000
92		290,900	327,600	348,300

	93	291,300	327,900	348,700	
	94	291,500	328,100	349,000	
	95	291,700	328,500	349,300	
	96	292,000	328,800	349,600	
	97	292,400	329,000	349,900	
	98	292,700	329,300	350,300	
	99	292,900	329,600	350,700	
	100	293,200	329,900	351,100	
	101	293,500	330,100	351,600	
	102	293,700	330,400	352,000	
	103	293,900	330,800	352,400	
	104	294,200	331,000	352,800	
	105	294,500	331,200	353,300	
	106		331,400		
	107		331,800		
	108		332,000		
	109		332,200		
	110		332,600		
	111		333,000		
	112		333,400		
	113		333,600		
再雇用教職員		188,700	215,300	243,500	256,900

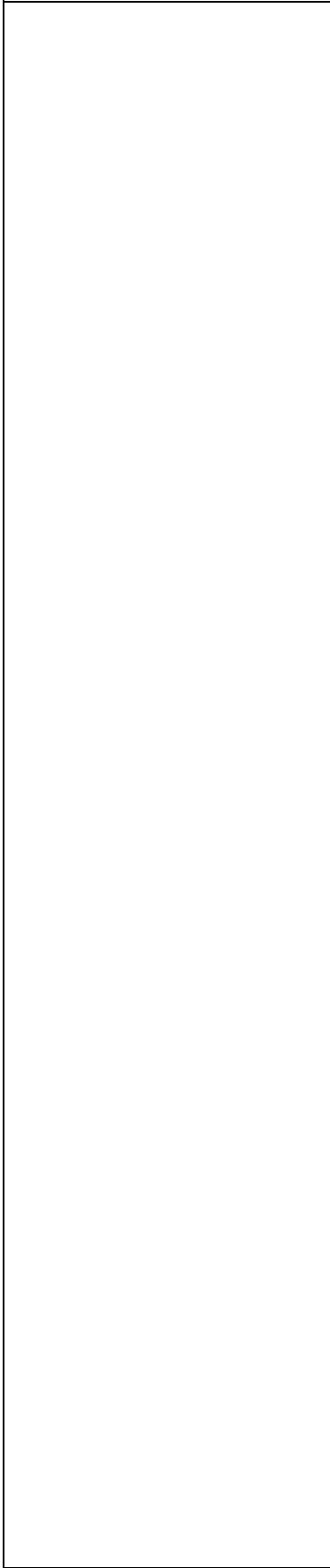
別表第7

看護師俸給表

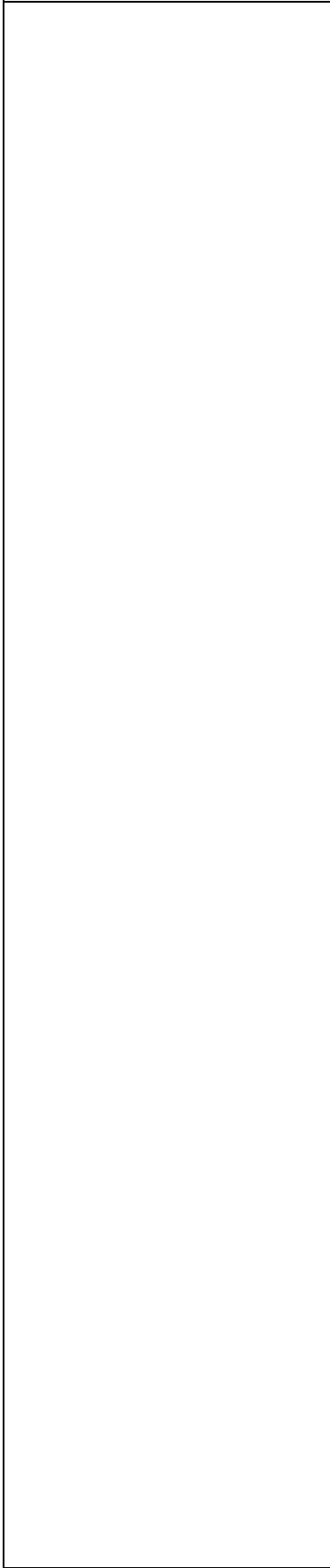
教職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再雇用教職員以外の教職員	1	169,900	197,000	243,600
	2	171,300	198,900	245,400
	3	172,800	200,900	247,200
	4	174,200	202,800	249,000



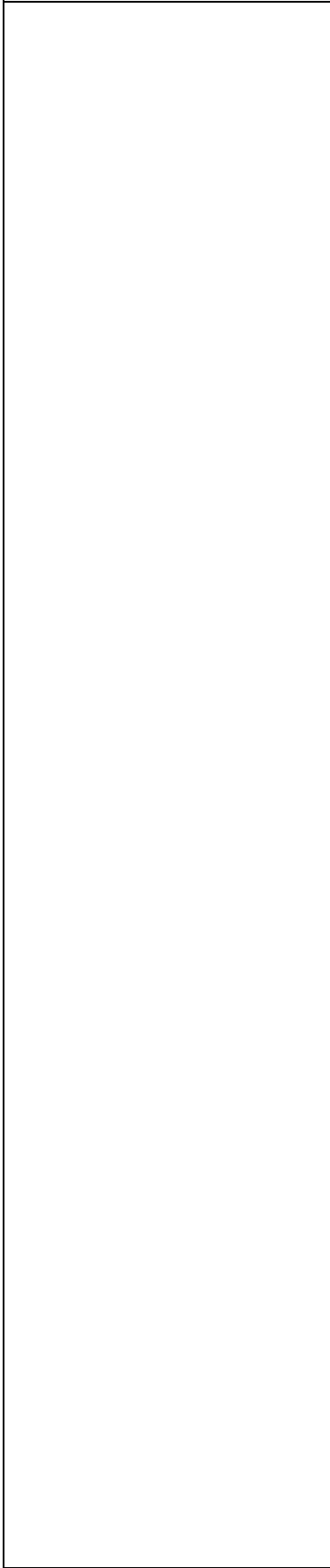
5	175,600	204,900	250,400
6	177,100	206,900	251,700
7	178,600	209,100	252,800
8	180,100	211,200	254,100
9	181,300	213,200	254,900
10	183,000	214,600	255,800
11	184,600	216,000	256,700
12	186,100	217,200	257,500
13	187,500	218,600	258,600
14	189,500	220,000	259,600
15	191,500	221,500	260,400
16	193,500	222,700	261,300
17	195,500	224,100	261,800
18	197,500	225,600	262,700
19	199,500	227,100	263,500
20	201,500	228,600	264,300
21	203,500	229,700	265,200
22	205,400	231,400	265,900
23	207,500	233,100	266,800
24	209,600	234,700	267,600
25	211,200	236,000	268,600
26	212,500	237,700	269,400
27	213,700	239,400	270,300
28	215,000	241,100	271,300
29	216,200	242,700	272,500
30	217,300	244,100	273,700
31	218,600	245,400	275,200
32	219,700	246,500	276,500
33	221,000	247,500	278,000
34	222,300	248,600	279,400



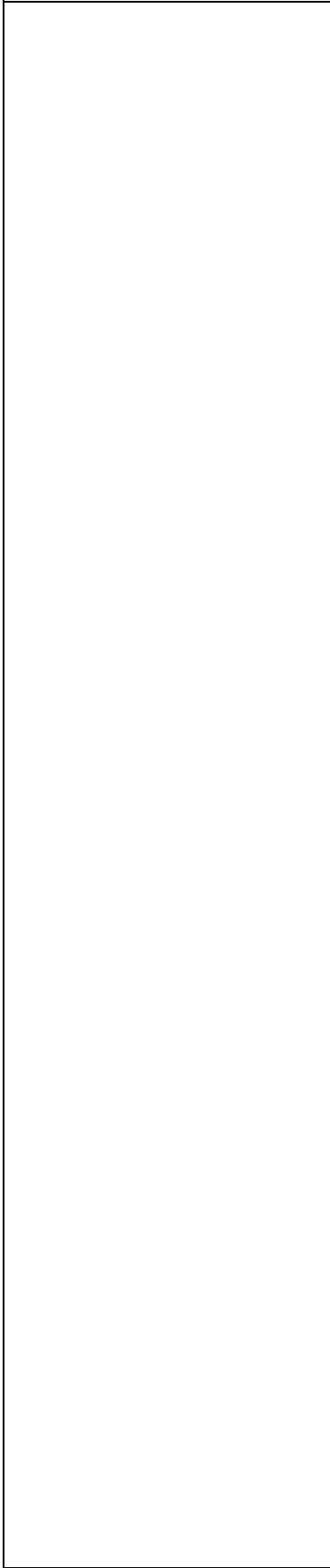
35	223,600	249,500	280,600
36	224,900	250,500	281,800
37	226,000	251,200	283,300
38	227,400	252,200	284,500
39	228,700	253,100	285,900
40	230,100	254,100	287,100
41	231,000	254,500	288,100
42	232,400	255,400	289,400
43	233,700	256,200	290,700
44	235,100	256,900	292,100
45	236,300	257,700	293,400
46	237,700	258,400	294,800
47	239,000	259,300	296,300
48	240,300	260,100	297,800
49	241,200	260,900	298,900
50	242,300	261,800	300,200
51	243,300	262,700	301,400
52	244,300	263,700	302,800
53	245,000	264,800	304,200
54	246,000	266,000	305,500
55	246,900	267,300	306,900
56	247,800	268,600	308,300
57	248,500	270,000	309,100
58	249,500	271,500	310,300
59	250,100	272,900	311,500
60	250,900	274,300	312,900
61	251,700	275,600	314,000
62	252,500	276,900	315,300
63	253,300	278,300	316,600
64	254,100	279,400	317,800



65	254,800	280,500	319,100
66	255,500	281,800	320,400
67	256,300	283,100	321,700
68	257,000	284,400	323,000
69	257,800	285,500	323,700
70	258,600	287,000	324,800
71	259,500	288,500	325,900
72	260,500	289,900	326,800
73	261,800	290,900	328,100
74	263,100	292,300	328,800
75	264,200	293,500	329,900
76	265,300	294,800	331,100
77	266,200	296,200	332,200
78	267,200	297,500	333,400
79	268,400	298,700	334,500
80	269,400	300,000	335,700
81	270,300	300,500	336,800
82	271,200	301,700	337,900
83	272,200	302,800	338,900
84	273,100	304,000	340,000
85	273,900	305,100	340,900
86	274,700	306,300	341,900
87	275,600	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800



94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400
108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700
111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700
113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200
116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800



124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	
136	300, 700	331, 400	
137	300, 900	331, 700	
138	301, 200	332, 100	
139	301, 600	332, 500	
140	301, 900	332, 900	
141	302, 100	333, 200	
142	302, 500	333, 600	
143	302, 900	333, 900	
144	303, 200	334, 300	
145	303, 400	334, 600	
146	303, 600	335, 000	
147	303, 900	335, 400	
148	304, 300	335, 800	
149	304, 500	336, 100	
150	304, 700	336, 500	
151	305, 000	336, 900	
152	305, 300	337, 300	

	153	305,700	337,600	
	154	305,900		
	155	306,100		
	156	306,400		
	157	306,700		
	158	307,000		
	159	307,300		
	160	307,600		
	161	308,000		
	162	308,300		
	163	308,600		
	164	308,900		
	165	309,300		
	166	309,600		
	167	309,900		
	168	310,200		
	169	310,600		
再雇用教職員		235,100	255,400	262,600